

韓国 BC 級戦犯国家賠償訴訟一審判決別紙

原告の主張

(東京地裁 1996年9月9日判決より)

→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から

→HOME

第一章 被告日本国の行為に因り原告らが被つた戦争の惨禍

第一 各原告の事実関係

一 原告文●●の事実経過

1 はじめに

原告文●●（ムン●●●）。当年七二歳。以下、本項においては単に原告文（ムン●●●）は、一九二三年（大正一二年）七月一七日に日本の植民地支配下にあつた韓国全羅南道求礼郡良文面（面とは、日本でいう村を指す）で、李朝末期の中院議官であつた曾祖父をもつ名家であり、面内では最も裕福な造り酒屋の長男として出生した（なお、本籍地は、全羅南道求礼郡山洞面員●●●●である。甲五の一）。創氏改名により、文元●●に改名を強制させられている。

一九四五五年九月二一八日に英軍に逮捕され、一九四六年八月二三三日シンガポール法廷において絞首刑の言い渡しを受けたが、同年一二月二日の一〇年の刑に減刑されて、一九五一年八月二七日にスガモープリズン（サンフランシスコ講和条約発効後の名称は、巣鴨刑務所。以下、講和条約の発効の前後を問わず、スガモープリズンという）に移監され、一九五二年（昭和二七年）四月八日に仮出所した。拘禁日数二三八四日。

2 皇民化教育の実情

原告文が普通小学校三年生のときまでは、朝鮮語の授業もあつたが、四年生になつてからは朝鮮語の授業は廃止され、宮城遙拝、皇國臣民の誓詞の斉唱や、（現）天皇の誕生日の旗行列、満州事変大勝の提灯行列への動員など、皇民化教育の下で幼年時を過ごし、小学校卒業後に東京神田の錦城中

学校に進学した。

3 白人俘虜監視員として動員された経過

一九四一年（昭和一六年）一二月、アジア太平洋戦争開始直後に原告文は生家に帰つたが、翌年五月に新聞紙上で俘虜監視員募集広告を見て、当時徵用される可能性が高まっていたこと、期限も二年間と明記してあつたことから、郡庁に問い合わせたところ、二日程経過してから地元の警察署長、郡守が原告文の自宅までやつてきて両親を強い調子で説得した。郡守の話によれば、郡ごとに総督府から一定のノルマが課されており、原告文は面の名家の生まれであつたから、原告文が応募すれば他の者も応募しやすくなるので、是非応募するようになつたが、長男であつたため両親はこれに強く反対した。しかし、警察署長らは米の配給を減らすことも

あり得る旨述べて応募を強要したため、それでは家業の造酒屋が立ち行かなくなるために、結局両親も説得に応じることとなり、原告文は朝鮮人俘虜監視員（以下、「コリアンガード」という）へ応募せざるを得ないこととなつたのである。

一九四二年六月二二日、簡単な日本語の試験を受けた後に誓約書を作成したが、これには給料は五〇円、勤務年限を二年間とすることが明記されていた。

4 初年兵教育の実情

原告文は、一九四二年（昭和一七年）六月に釜山の臨時教育隊（通称・野口部隊）に入隊し、イ隊小久保小隊（小隊長は小久保少尉）第三分隊に配属され、訓練を受けたがその内容は俘虜に対する対応の方法や文化の相違

などについての俘虜監視の基礎知識などの修得ではなく、全く兵士としての訓練であつて、戦陣訓、軍属読法や教育勅語は徹底して暗唱させられても、ジュネーブ条約については、その存在さえも知らされなかつた。とりわけ、上司の命令には絶対に服従することをビンタなどの暴力を日常的に伴いながら徹底して叩き込まれたのである。なお、このビンタは、日本軍においては、暴力としては全く意識されておらず、むしろ教育的措置の一貫としての位置づけであり、これを身を持つて叩き込まれたことが俘虜に対する対応にも現れることとなつた。

5 俘虜収容所勤務等の実情

原告文は、一九四二年八月一九日に釜山から山口県の宇品、台湾の馬公、サイゴン、プロンペンを経てバンコクに到着し、原告文を含む小久保小隊

はタイ俘虜収容所に配属された。タイ俘虜収容所はタイ・ビルマを管轄していた。

泰緬鉄道は、インド洋の制海権を失った日本軍がビルマ方面軍二〇万人の海上輸送路に代わる輸送手段として、建設したもので、バンコクに近いタイの平坦部のノンブラドックを起点とし、西北に進んで山中のジャングルに分け入り、タイ・ビルマ国境を越えビルマのジャングルを通つてビルマ側のタンビザヤを終点とする全長約四一四キロの鉄道である。その工事には、当初から連合国軍の俘虜を使役することが予定されており、一九四二年六月から一九四三年一二月までを工期としていたが、実際の完成は一九四三年一〇月である。この作業に従事させるために、タイ俘虜収容所の各分所は、工事区間に沿つて設置された。

小久保小隊は右第一分所（分所長は柳田中佐、本部チヨンカイ）に配属され、まずマレー俘虜収容所からマレー半島を経由して移送されてくる俘虜を奥地の工事現場を担当する第四分所（本部ワンヤイ）まで護送するためにラジヤーへ転任したが、原告文は約二週間護送任務に従事した後、デング熱に罹患したためにチヨンカイの第二分所本部医務室に約二ヶ月間入院することとなり、退院後は、第二分所本部の衛兵勤務に従事した。その際に柳田分所長が俘虜を泰緬鉄道の作業現場で使役しようとして俘虜の将校からジュネーブ条約違反として抗議を受けている場面に遭遇して、原告文は初めてその存在と概要を知り得たのであった。

一九四三年四月、前記俘虜の護送作業が終了して小久保小隊が第二分所本部に復帰したので、原告文は同小隊と合流して第一分遣所（ワンラン所在）

勤務となり、ワシランに移動し、衛兵勤務に就いた。同地での俘虜は約五〇〇名、俘虜監視員は約三五名であった。その後第二分所全体が奥地へ移動し、同年六月ころチムシャイに移つた。そして同年七月半ば頃にはクリアンクライへ原告文の他に俘虜監視員が二名派遣されることになり、計三名で一二七名の俘虜を連れて着任した。その際、原告文は小久保少尉の命令により、三名の俘虜監視員の取りまとめ役とされた。

クリアンクライでの宿舎は、竹とヤシの葉で造つた粗末な小屋で、これを監視員も俘虜とともに利用した。食事は、鉄道隊から俘虜に直接に支給され、これを俘虜が自ら調理したが、その内容はくず米、冬瓜、塩干魚の他に多少の野菜類程度であり、その量は全く不十分で雨期の途中では補給が途絶したことさえあつた。

クリアンクライでは、幸いにもコレラが発生しなかつたためにマラリヤ、脚気、赤痢等により一名の俘虜が死亡したに止まつたものの、到着後二、三週間後から病人が四、五〇人にも増加したが、医薬品は赤チン、少量のキニーネしかなかつた。そこで、第二分所本部に支給を要求したことがあつたが、分所本部にも第一分遣所にも備蓄がないとして、支給は拒否された。

ところで、俘虜の使役方法は、毎日夕方に俘虜の軍医から翌日の作業に出ることの出来る俘虜の人数の報告を受け、これを翌日にコリアンガード二名が引率して作業現場に赴くという方式であつたが、人数が少ないとして鉄道隊下士官が俘虜宿舎まで来て患者を連行することもあつた。原告文は、これに抵抗することも、反対することもできなかつたが、監視員の取りま

とめ役であつたため、俘虜からは患者を作業に連れ出した日本側の責任者の一人として評価されたであろうことが推測される。

さらに一九四三年九月初め頃、原告文は俘虜五〇名を一人で引率して二八キロ地点に転任し、同所で一〇月の泰緬鉄道完成を迎えてから、ターカヌンの第一分遣所での衛兵勤務などを経て、一九四四年六月下旬頃、第二分所全体が平坦地のターマカムに移動したのに伴ない、これに合流した。同地で勤務年限の二年を迎える、原告文は柳田分所長に帰還を申し入れたところ、交替要員がないので我慢するよう言われただけで、これを拒否された。そこで、七月末ころ、原告文が分所長宛に匿名で投書を出したが、これを発見した野口大尉に犯人探しをされただけで、帰還は実現しなかつた。

一九四四年一月、原告文はカンチャナブリの第七分所（後にナコンナヨークに移動）に転任し、同分所勤務中に一九四五八年八月の日本敗戦を迎えた。

原告文は、俘虜監視員として勤務中に俘虜に手を出したのは、チョンカイでの衛兵勤務中に現地人と俘虜とが接触しているのを発見し、正式に懲罰の対象とした場合にはスパイ行為として厳罰に処されるために、これに替えていわば温情的な措置として再発防止のためビンタしたこと、二四八キロ地点で作業隊から誤つて俘虜が他の俘虜一名を作業現場から帰した際に鉄道隊下士官から「気合いを入れる」ことを強く要求されてやむなくビンタをしたことがあるに過ぎず、他に俘虜に対する暴力行為に及んだことはない。なお、原告文を戦犯として告訴したのは、クリアンクライ勤務中に書類作成について原告文から叱責されただけの准尉であつた。

6 逮捕・拘禁・裁判の実情

前述のとおり、原告文はナコンナヨークに移動した第七分所勤務中に日本敗戦を迎えたが、帰還方法の指示もなく放置されたために、原告文らコリアンガードらは寺院の一階の広間を借りてしばらくの間居住していたところ、九月二八日、戦犯リストを持つて英軍将校が右寺院に乗り込み、原告文は逮捕され、バンワン刑務所に連行されて収容された（なお、厚生省作成の履歴書一甲五の一では逮捕は、八月二〇日とされている）。

原告文は、一九四六年一月、シンガポールのチャンギー刑務所へ移送され、七月二二一日に戦犯容疑の取り調べを受け、八月二三日シンガポール市内のビクトリア・ホールで戦犯裁判を受けた。その容疑は、クリアンクライでの俘虜の死亡についてであり、原告文が病気の俘虜を強制的に作業に従事

させてその結果死亡させたといいうものであつたが、裁判では俘虜は一人も出廷して証言せず、証拠は宣誓供述書のみであり、審理は僅か三〇分足らずで終了し、即日判決という極めて杜撰なものであつた。原告文に対する判決は、絞首刑である。原告文は、判決後、従来の居房であるDホールから死刑囚用のPホールへ移監されたが、収容された房は前夜に自殺未遂のあつた房であつた。原告文は、同房で死刑判決を受けたその夜を過ごしたのである。

7 受刑の実情

Pホール収監中、原告文は「なめくじに塩をぶつ掛けたような感じでのたうちまわつてい（た）」と当時の心境を語つている。その供述するところによれば、「死ぬ目的がはつきりしないんですね。誰のために、何のために、

死ななきやいけないのかと。この若さで。」と悩み苦しんだといふ。原告文の右の供述こそ、朝鮮人でありながら日本の戦争責任を肩代わりさせられた憤りと苦惱とを的確に表している。

原告文は、死刑判決後約一ヶ月ほどして、死ぬ覚悟ができたというが、二三歳の若さで自ら心当たりのない罪でそこまで追い詰められた同人の精神的苦痛は、我々常人の理解を遥かに超えるものであり、軽々に論じることさえ憚られる。

原告文は、Pホール在監中に九名もの収容者を執行台に登るのを見送ったが、一九四六年一二月二日、執行通告の伝達役であつたインド人大尉が原告文を監視兵詰所に呼び出したので、自らの執行が翌日に決定したものだと覺悟して出向いたところ、法務官から再審の結果、一〇年の刑に減刑さ

れたことを知らされた。そして、同日有期刑の既決囚を収容するEホールへ移監された上、その約一ヶ月半後の一九四七年二月頃にはシンガポール市内のオートラム刑務所に移監された。

イギリス管理の同刑務所での処遇は劣悪で、一般刑事犯と一緒に収容され、舍房は寝場所もコンクリート製で便器はバケツ、水は榴弾砲の薬筒に汲んでおいて利用するというものであり、また、食事の量は「生きるにはちょっと少なすぎる、死ぬには多すぎるぐらい」であったので、在監中は終始飢餓にさいなまれていたという。このような処遇は、日本軍の連合国軍俘虜に対する処遇の裏返しであることは疑いない。なお、オートラム刑務所には、原告李●●、同金●●も同時期に収容されていた。

8 出所後の生活の実情

一九五一年八月二七日、原告文はコリアンガードだった戦犯者三三名他の戦犯者とともに横浜港に上陸し、そのままスガモプリズンに収容され、一九五二年四月八日に仮出所した。その際に支給されたのは、川崎市内の身元引受け人宅までの交通費八〇〇円の他、軍服一着と米の配給券のみであり、住居も用意されておらず、いわば着の身着のままで放り出されたのである。勿論、故郷への帰還の手段・方法も用意されてはいない。そのため、原告文は、チャンギー刑務所で知り合いとなり、先に出所していた同胞の●の住み込み先の三畳間に居候することとしたものの、あまりにも手狭であつたのをすぐに立川の同じく戦犯者で先に出所していた●を頼つて同人宅に居候しながら立川基地での仕事を手始めとして三年間程職を転々としており、この間には結婚もしたが、定住先はなかつた。一九五五年、原告李●

●の紹介で下北沢の施設に入居することができたものの、これも定住施設ではなかつた。原告文は、下北沢に移つてから日雇い仕事をするようになつたが仕事にあぶれることもあり、生活状態は困難を極めていたが、一九七六年（昭和五一年）に田無市に転居して廃棄物処理業を営むようになってから漸く生活も落ち着きをみせ、今日に至つている。

原告文は、出所後に故国へ帰国することも夢見たものの、費用もなく、また故国からの知らせでは対日協力者として白眼視されるというので、結局、帰国することは断念せざるを得なかつた。

9 おわりに

原告文は、一九五五年に設立されたコリアンガードの戦犯者、受刑者の会である同進会の現会長であるが、同進会はこれまで四〇年間にも亘る活動

を進めてきた。原告文の出所後の生活は、前項記載のとおり困難を極めたが、政府に対する補償要求を続けてきたのである。その思いは、日本の戦争責任を負わされて刑場の露と消えた同胞の名誉回復のための闘いであり、また、「対日協力者」の汚名を負わされてスガモ・プリズン出所後も故国に帰ることのできなかつた同胞たる戦犯者らの国に対する謝罪要求の闘いであつた。

原告文は、同進会について、原告本人尋問で次のように訴えた。

同進会の会員の現実の状態、現状はどうなんでしょうか。

一二世帯、遺族所帯を含めて五〇世帯いるんですけども、もう高齢化しまして、また実際収入のない人が多いんですね。それで生活に、都営住宅に入れてもらつたのは入れてもらつたけれども、その家賃でさえも納めら

れない人がいるんですよ。それで非常に苦しんで、ほとんどの、大半の会員が苦しい生活をしています。

それじゃ、あなたの会員として、あるいは会長としての思いを言つていただけですか。

なんとか裁判所のほうで公正な判決をいただいて、是非一つお願ひしたいと思ひます。

もう皆さん方も七〇を過ぎておられますね。

ええ、もう七〇、みんな過ぎました。八〇の人もいます。

二 原告李●●の事実経過

1 はじめに

原告李●●（当年七〇才、以下、本項においては原告李という）は、一九

二五年（大正一四年）二月九日（戸籍上は一九二七年四月五日）に、日本の植民地支配下の朝鮮全羅南道宝城郡兼白面沙谷里（本籍）で、農家の長男として生まれた。

一九四〇年二月一日施行の創氏改名により、右本名を奪われた原告李は、日本名広村●●を名乗らされた

一九四二年六月、日本陸軍の軍属傭人として俘虜監視員とされて、タイ俘虜収容所に配属された。

日本敗戦後オーストラリア軍により戦犯としてシンガポールで軍事裁判にかけられ、一九四七年三月二〇日に死刑判決を受け、八ヶ月後に拘禁二〇年に減刑され、シンガポールの刑務所、日本のスガモ・プリズンに拘禁され、一九五六年（昭和三一年）一〇月六日に釈放されるまで四〇二六日拘

禁された。

2 皇民化教育の実情

原告李は普通小学校（日本内地の小学校に当たる）に入学し、朝鮮語の使用を禁じられ、皇國臣民の誓詞の齊唱や皇居遙拝を強制されるなど、皇民化教育を強いられた。皇國臣民の誓詞の内容等はいまだに頭にしみついて口に出すのも忌まわしいほどである。普通小学校六年を卒業後、家が貧しい小作農だつたため、家業に従事したり日本人の家庭の書生をしたりした後に、宝城郡の郡庁所在地の郵便局に勤務した。

3 白人俘虜監視員として勤員された経過

その後原告李は、郵便局を退職していた一九四二年（昭和一七年）六月に面長（村長）から、日本軍が南方で二年間勤務する俘虜監視員（軍属）を

募集していることを聞かされ、これに応じるよう強く勧められた。

当時は朝鮮人壮青年に対する戦争への様々な動員が始まられており、隣家の友人は既に北海道の炭鉱に連行され、また朝鮮での徴兵制の施行が決定されていて近く実施予定であったことから、軍属として勤務することがましなように思われた。

そこで原告李は親と相談のうえ応募することとし、郡庁で簡単な試験を受けて採用されたのち、六月一日に父の見送りを受けて郡庁に集結し、同郡の採用者とともに釜山の臨時教育隊（通称野口部隊）に入隊し、ここで三〇〇〇名の監視員全員が訓練を受けることになった。

4 初年兵教育の実情

原告李は野口部隊の口隊の一小隊に所属させられた。原告李としては、俘

虜監視員であるから、俘虜との会話や風俗習慣等について教育を受けるものと考えていたところ、全く予想と異なり、日本軍の初年兵教育同様の軍事訓練と「軍人勅諭」や「戦陣訓」にもとづく精神教育を受け、上官への絶対服従と白人俘虜への優越感を植えつけられ、侵略軍隊の機構に組み込まれていった。とりわけ厭な体験は、監視員同志を意味もなく互いに殴り合わせる「対向ビンタ」であり、殴り方が弱いと、それを理由に上官からひどく殴られるため、やむなく強く殴っているうちに元来憎しみもないのに本気で殴り合うようになるというものであつて、戦場の敵や俘虜に対する敵愾心をあおるための教育のひとつであり、日本軍の非人間的体質の表れであった。

5 俘虜収容所勤務等の実情

釜山での二ヶ月の訓練が終わり、一九四一年（昭和一七年）八月一九日ころに船で南方に向かい、九月初めころ当時の仏印サイゴン（現在のベトナム人民共和国ホーチミン市）に着き、陸路タイの首都バンコクに到着し、タイ俘虜収容所（タイ、ビルマを管轄し、泰緬鉄道建設工事に使役される俘虜を収容管理する）に配属された。同収容所に配属されるということは、現地に着いてからわかつた。

泰緬鉄道建設工事については、前記一（原告文●●の事実経過）のとおりである。

原告李はバンコクのタイ俘虜収容所本所に出頭した後、第四分所（分所長は石井●●中佐）本部に配属され、一、三ヶ月後に第四分所の第三分遣所（分遣所長臼杵少尉）に配属された。

第四分所の管轄範囲は、泰緬鉄道工事区間のうち、概ね起点一〇〇キロ地点から一七五キロ地点までの工事区間に対応し、右区間の工事を担当する鉄道第九連隊第四大隊に使役される俘虜を管理することを任務とし、当初は起点一二四・九キロのワンヤイに分所本部があつた。そして第四大隊の各部隊が工事のため散在配置されるのに対応して、俘虜収容所側も工事地点に分遣所が配置され、工事の進展に応じて工事箇所、作業現場も増え、さらに小規模の分駐所が配置されることもあつた。これら分所本部、分遣所、分駐所の配置位置も、工事の必要に応じて移転した。原告李の配属された第四分所の第三分遣所は、当時は起点一六一・四キロのカンニユーにあつた。

その後一九四三年（昭和一八年）二月になつて、ビルマでのインパール作

戦を急いだ大本営から、当初は同年末の完成予定だったものを、四ヶ月短縮して同年八月末とするよう厳しい命令が出され、工事の全区間にわたつて作業が特段に強化されるようになつた。

これと時期をほぼ同じくして、同年二月、カンヌューに近いヒントク（起点一五〇キロ地点）に分駐所が設置されることになった。本来分駐所長には日本軍の下士官または兵が任命され、数名のコリアンガードを指揮するのが通例であつたが、収容所部隊においても下士官、兵が不足していたため、暫定的に所長を欠いたまま、コリアンガード六名のみで俘虜五〇〇名を管理することとなり、第三分遣所長臼杵少尉の指示で原告李がコリアンガード六名の責任者となつて、他の監視員、俘虜とともにヒントクに赴いた。右の変則状態は、まもなく同年三月に分駐所長として仙石上等兵が着

任して解消し、次いで坂田伍長が分駐所長として着任したが、同年六月になつて、臼杵少尉指揮下の第三分遣所自体がヒントクに移駐して分駐所は廃止された。

ところでヒントクの工事現場は、毒蛇やさそり、大猿等の出没するジヤングルの中であつたが、泰緬鉄道全体の中でも、岩盤の多い難所であることで知られ、いきおい作業も難行したが、これを弘田少尉の率いる鉄道隊が担当した。原告李は、ヒントクに着いて当初は分駐所長欠員下での監視員の責任者として、俘虜を指揮して竹を組み椰子の葉で屋根を葺いて俘虜や監視員の宿舎を作り、その後は分駐所長として着任した仙石上等兵や坂田伍長の指揮下に、命令の伝達・俘虜の労務割り、糧秣あるいはカンニューの分遣所との連絡等の仕事に当たつた。

俘虜を鉄道隊の作業に出すことについては、一監視員の身分で、鉄道隊の要請や、これを受けた上官たる分駐所長の指示を拒否することなど不可能であり、また食料や医療品の調達、宿舎等設備の整備についても全く無力であり、俘虜の状況を改善してやりたいと思つても、どうすることもできず、板ばさみになつて悩んだ。

この間、泰緬鉄道建設工事の各現場では雨期を迎えてコレラや赤痢、マラリア、熱帶性潰瘍が発生し、工事短縮命令下での労働強化と相まって、多数の俘虜が発病衰弱して死亡していくが、原告李のいたヒントクの現場での俘虜の死亡は比較的少なくてすんだ。

原告李は、俘虜に対しては、ことさらな暴行を加えたことはなく、俘虜同志の喧嘩や盜みなど秩序違反行為については、正式処罰にかけることなく、

釜山以来の日本軍教育に従い教育的配慮から穩便にすませるという趣旨で、何回かビンタを張つてすませるとということは何回か体験した。

しかし連合軍俘虜の感覚からすると、顔を殴るということは著しい侮辱、虐待であつたため、当然の結果として俘虜の恨みを買い、しかもヒントク到着以来俘虜との接触業務に当たつていた原告李の立場から、分駐所長であると誤解され、後日俘虜たちから告発される原因ともなつた。

泰緬鉄道は工事期間短縮命令のために膨大な犠牲を払つたすえ、同（一九四三）年七月に至つて一〇月末まで期間延長され、結局同年一〇月一七日に一応開通した。開通後も脆弱な箇所を絶えず補修する必要があつたため、第三分遣所として補修の仕事に従事した。そして翌一九四四年（昭和一九年）春に、第四分所全体が、奥地のジャングルから平坦地に移動し（分所

本部は起点三八・九キロ地点のワニヤイ)、第三分遣所も同地点に移動した。

同年六月に朝鮮での監視員採用後満二年が到来したが、原告李も周囲の監視員たちも、仲間の間では不満を言い合つたものの、厳しい雰囲気の中で上官に対してもそのことを言い出せず、そのまま経過した。苦しい監視員生活の中で、「二年経てば」ということを心の拠り所として来たが、除隊帰国のは希望は打ち砕かれてしまった。

その後一九四五年（昭和二〇年）三月か四月ころに、タイ俘虜収容所本所のあるバンコクに移されて同年八月の日本敗戦まで同地にいた。この時期は日本軍の敗色ますます濃く、ジャワ等一部地域ではコリアンガードの武装独立運動の動きが発覚したこともあって、日本軍の中でのコリアンガードに対する差別迫害は露骨になつており、「お前なんか一人二人殺したつて

どうつてことないんだ、俺は金鶴勲章持っているんだから、それさえ返せばいい」と放言する下士官もおり、また収容所内の警備のため持たされていた銃を取り上げられ、所内警備の任務自体を他所から来た日本軍部隊がするようになつたり、あるいは、いざという時は高射砲陣地から監視員たちを皆殺しにするとの噂も立つたことがあつて、心が休まる日はなかつた。

6 逮捕・拘禁・裁判の実情

日本の敗戦は八月一六日に本所副官からの話で知つた。各地では連合軍による戦犯追及が始まり、特に俘虜虐待については厳重処罰との報道もなされていて、原告李ら監視員仲間は自分に無関係のことと思い、解放された祖国への帰国を待望していた。そこへ連合軍より、朝鮮人監視員は九月二八日夕刻までにバンコクの高麗人会まで集合するように命じられ、これ

に従つて集合したところ、翌二九日に連合軍元俘虜たちの前を歩かされて「首実検」を受け、思いがけずもこれにひつかかり、戦犯容疑者としてバンコク郊外のバンワン刑務所に収容された。

次いで翌一九四六年（昭和二二年）四月ころシンガポールのチャンギ刑務所に移され、日本軍への報復感情に燃えた元俘虜の看守たちから意図的な暴行を受け、死なないギリギリ限度の食料のみを与えられて餓死寸前の状態に置かれ、同年九月に一回の取り調べのみ受けて九月二五日付で戦犯として起訴された。

起訴の内容は四名の元俘虜の告発によるもので、一九四三年（昭和一八年）の三月から八月にかけて、ヒントクの収容所の長（管理将校）であり、責任を怠つて食料、被服、医薬品の不足や設備の不備を招いた、また、病人

を強制的に就労させた、というものであった。原告李は将校であつたこともヒントクの収容所の長であつたこともなく、特に一九四三年の三月から八月にかけての時期は仙石上等兵、坂田伍長さらには臼杵少尉ら上官の指揮のもとにいた時期であつて、食料などの不足に全然責任はなかつたのであり、全く理不尽な起訴であつた。

その後詳しい事情は不明のまま一ヶ月ほどして連合軍の係官に呼び出され、「起訴状が却下になつた」と知らされ、自分の潔白が分かつてもらえたものと喜んだ。そして一二月二四日にチャンギー刑務所から釈放され、他の日本への帰国者とともに翌一九四七年（昭和二二年）一月七日に復員船に乗せられて日本へ向かつた。

ところが一月二一九日に船が香港に着いた時に、またも思いもよらず再びイ

ギリス軍の召喚状で拘束されてチャンギー刑務所に連れ戻され、新たな取り調べもないまま、三月一〇日に再度起訴された。起訴内容は前回と殆ど同一であったが、「病人を作業に使役させて多勢の俘虜を死なせた」ということが付加され、また告発した元俘虜も四名から九名に増え、その中にはヒントクの俘虜側の責任者であつたオーストラリア軍のダンロップ中佐も含まれていた。(ただし、後にオーストラリアの研究者マコーマック教授が告発状を調べたところによると、ダンロップ中佐が部下の俘虜の作業使役について原告李から殴られた、ということを、ダンロップ中佐以外の俘虜は目撃した旨記載しているのに対し、ダンロップ中佐自身は、殴られた旨記載はしていない、とのことである。)

右起訴状にもとづいて三月一八日にチャンギー刑務所内の仮設軍事法廷

で裁判が行われたが、告訴した九名の俘虜は一人も出廷せず、通訳は原告李に質問が向けられた時以外は訳してくれず、裁判全体がどのように進行しているのかよくわからないまま、自分の立場を説明し、俘虜の待遇について権限がなかつた旨強調したが、結局三月一〇日の法廷で絞首刑の判決を言い渡された。

7 受刑の実情

原告李はあまりの意外な判決に衝撃を受け、死刑囚監房の中で悩み苦しんだ。当時の心境は、次のようなものであった。

「自分の国は独立して、みんなが喜んでいるのに、対日協力者として俘虜を虐待したことで、死んでいかなければならぬという民族的な負い目、それからこの知らせを受けて、親たちがどんなにつらい思いをして

いるだろうかと、一体何のために、だれのために死んでいかなければならないのか。日本人戦犯の場合は、その戦争の善し悪しは別としても、一応は自分の国のために死んでいくんだというような心の諦めがあります。だけど、私たちには、その心のよりどころさえなくて、日夜悩みました。亡くなつた友人たちの気持ちもおそらく、全く同じ気持ちで死んでいつたと思ひます。」

また、後に巣鴨プリズンに移されてから回想して手記に記している。

「日がたつにつれて、それからそれへと、いろいろな思いは私を襲い昼夜を問わず私を苦しめた。その中でも、この凶報に接した父母弟妹の身上を案じ、親不幸と弟妹に対する不親切さを詫び、この凶報をして与えた悲嘆のあまり、あるいは周囲の冷嘲視に依り家族の中に何か不祥事件が突発せ

ぬよう、切に祈願した。そして吉田松陰がうたつた『親おもう心にまさる
親心 今日のおとづれ何と聞くらむ』を思い出せずにはいられなかつた。

……日時の差異はあるが。それからもう一つは侵略戦争に参加したこと
後悔し、異国人である故の苦しみであつた。……日本人死刑囚はつまらな
い戦争をして死んでゆくのはばからしいが、然し一応は自分の国家のため
であるという諦観から自らを慰めていたが、同じ戦犯死刑囚でありながら
もこの点全く異なつていた。この苦しみは日本人死刑囚には觀念的には知
つていても体験した者の苦しみは分るまい。これは日本人と違つて私に与
えた最も大きな苦悩であつた。おそらく処刑された同僚の最も大きな苦悩
はこの二つであつたらう。」

原告李は死刑囚として過ごす間に、何人の処刑を見送つた。前夜に別れ

の晩さん会をした翌朝のもようについて次のように述べている。

「番兵がドアを開けて頭巾を被せると、『ただいま出発』と大きな声を張り上げる。それに対しては『元気でいけよ』というしかない。……ドツドツドツと絞首台に上がる足音が聞こえて……『天皇陛下ばんざーい、ばんざーい』私たちの仲間では『大韓独立ばんざーい』、こういうのが本当に天地に響くくらい大きな声でそういうことをやつているうちに、カタンという音が聞こえるんです。」

ところが原告李は死刑判決の八ヶ月後になつて、懲役二〇年に減刑されたことを突然呼び出しを受けて知らされ、既決囚監房に移されたあと、翌一九四八年（昭和二三年）一〇月に同じシンガポールのオートラム刑務所に移され、さらに一九五一年（昭和二六年）八月になつて他の日本人、朝鮮

人の戦犯とともに東京のスガモ・プリズンに移送された。海路横浜港に上陸したが、日本人戦犯とちがつて出迎えの人影もなく、また当時祖國は朝鮮戦争の最中で家族の安否も分からず、焦燥感にかられ、さらに同僚の朴●（相原告）の妻が対日協力者と見られることを恥じて自殺したことを見かされる等のこともあり、苦悩は大きかつた。

翌一九五一（昭和二七）年四月にサンフランシスコ平和条約が発効した。この時日本政府は、法務省民事局長通達により、朝鮮人については日本国籍を喪失させる取扱としたにもかかわらず、朝鮮人戦犯を引き続き日本政府の管理下で拘禁することにしたため、その不当性を訴えて原告李を含む朝鮮人戦犯二九名と台湾人戦犯一名とが東京地裁あて人身保護請求を起したが、最高裁に移送されたうえ、同年七月三〇日に棄却された。戦犯と

された時点ではまだ日本国籍を有していたので、引き続き戦犯として拘禁されることには適法である、というものであつて、到底納得できるものではなかつた。

しかも日本政府は出所した朝鮮人戦犯者に対する対応は、日本国籍がない、という理由で援護を拒否したため、出所したもの的生活に困窮して自殺する者も出た。そのため仮釈放通知を受けながら出所を拒否した者もあり、同進会を結成して政府に対して援護を要求するようになり、原告李も仮釈放前ではあつたが、同進会の仲間とともに当時の鳩山首相に面会を求めたこともあつた。

8 出所後の生活の実情

一九五六年（昭和三一年）一〇月六日に、他の仲間が殆ど出所した時点（最

後から二人目）に仮釈放で出所し、仕事がないため同進会の雑務をしてその日暮らしの生活を送った。そして原告らが不当に置かれた立場を理解した日本人篤志家の今井医師夫妻の援助を得て、同進会のメンバーと共にタクシー会社（同進交通）の設立に尽力し、一九六〇年（昭和三五年）同社設立後はそこに勤務して現在に至っている。

この間一九六二年になって一〇年ぶりに祖国の土を踏んだが、母親は既に亡くなり、父親には会うことができたが、最近この裁判の判決を待たずに死亡した。

なお一九九三年にはオーストラリアを訪れて、かつての告発者であつたダンロップ中佐と再会を果たし、徐々に互いの立場を理解しあつて交際するようになつたが、同中佐は原告李について、「何らかの処罰は望んでいたが、

死刑判決までは決して望んでいなかつた」と述べている。

9 おわりに

原告李は原告らの中では最年少であるが、それでも既に七〇才である。日本植民地支配のもとで戦争協力以外に生きる術がなかつた一七才の身で、俘虜監視員となつたばかりに、日本軍の非人間的な俘虜政策の犠牲となり、肩代わりさせられて戦犯となり、死刑宣告を受けて八ヶ月もの間悩み続け、その後も長い拘禁生活を強いられ、釈放後も生活に苦しみ、周囲とくに祖国の人々の「対日協力者」というレッテルに自分も親兄弟も妻子も苦しんだ。

日本の侵略戦争に加担したことを悔いるとともに、強制的に加担させ、犠牲を負わせながら、その責任をとろうともしない日本の国家政府に対し、て、

深い憤りを禁じ得ない。

同進会として長く日本政府相手に謝罪と補償を求めて交渉して来たが、都合の良いときだけ日本人、都合が悪ければ外国人として使い捨ての草履のように顧みず「用済み使い捨て」を恥じない日本政府の態度に耐えかねて、法律的のみならず道義的責任の追及のため本訴訟を提起した。

そして、この訴訟の意義について、原告李は、次のような悲痛な供述をしているのである。

あなたは幸い減刑されて生き延びて、この裁判を起こして、今証言台で質問に答えているわけですけれども、死刑を執行された仲間のことをどのようにも思っているか、おっしゃってください。

さつきも申し上げたんですが、仲間たちが執行されてるんですが、これは

全く私と同じような気持ちで無念な考え方で、涙をのんで死刑を執行された
と思います。死んでつたと思います。私たちとしては、その友人たちの無
念さ、怨念、これをこの裁判を通して果してやりたい、そういうふた気持ち
でいっぱいです。それがせめて生き残った私たちの使命であり、責務だと
思つております。

三 原告尹●●の事実経過

1 はじめに

原告尹●●（ユン・●●●●●）。当年七二歳。以下、本項においては、單
に「原告尹」と言う）は、一九二二年（大正一年）一一月五日、日本の
植民地支配下にあつた朝鮮の全羅南道康津郡大口面水洞里（本籍）で、三
人兄弟の次男として生まれた。実家は農業を営み、面ノ村の中では大きな

農家であつた。

一九四〇年二月一一日施行の創氏改名により、右本名を奪われた原告尹は、日本名「伊泉●●」を名乗らされた。

一九四二年九月八日、日本軍の俘虜監視員とされた原告尹は、スマトラ・メダン収容所に配属された。

一九四六年四月一五日、原告尹はオランダ軍によりBC級戦犯容疑で逮捕され、一九四七年（昭和二二年）一一月一〇日、オランダ軍事法廷で二〇年の拘禁刑を宣告され、一九五六年（昭和三一年）一月六日仮釈放されるまで、この間三、五五六日、九年八カ月余もの間、身柄を拘禁された。

2 皇民化教育の実情

原告が通つた普通小学校には鳥居が立てられ、原告尹らは登下校時に挾む

ことを強いられた。もとより、「皇國臣民の誓詞」の斎唱、神話教育がなされた。

原告尹は、ソウルの培材中学校を、憲兵隊にいろいろ嫌がらせを受けたことなどにより、中途の四年で退学した。この中学在学時期に、創氏改名が行われた。

中学退学後、原告尹は、日本への強制連行を避けるために、ソウルの親戚の元と実家とを行つたり来たりしていた。

3 白人俘虜監視員として動員された経過

(一) 一九四二年(昭和一七年)五月頃、原告尹が実家にいるときに、面の日本人の警察巡查部長が父親を通じて、本人が俘虜監視員になるよう説得しに来た。

当時日本人の巡査部長は面の中で独裁者であり、命令に従わない訳にはいかない状態であった。原告尹の父は面の有士（名士）であり、原告尹が巡査部長の指示に従わないと非常に立場が困った。また、原告尹の兄は郡庁に勤務しており、原告が監視員になるのを拒否すると、郡庁を辞めさせられるという状況であった。このため、原告尹は、やむなく応じることとなつた。

面からは原告一人が俘虜監視員となつたが、巡査部長が全ての手続きを行つた。

(二) 原告尹は、右日本人の巡査部長から採用条件について、期限は満二年、給料は五〇円と聞いた。また、右採用条件は当時の新聞にも記載されていた。

なお、原告尹の身分について、厚生省の資料では「雇員」と記載されている。他の原告については「傭人」と記載されているが、特に他の原告との処遇上の区別はなかった。

4 初年兵教育の実情

(一) 一九四二年(昭和一七年)六月一六日、原告尹は釜山の臨時教育隊に採用となつた。

原告尹は、いわゆる野口部隊の中の、ハの四小隊の分隊に配属された。右ハ隊とは、マレー、ジャワ、スマトラ方面に行く部隊であつた。

(二) この野口部隊においては、徹底したビンタ教育が行われた。

一ヶ月間の訓練において、ジュネーヴ条約については一切教えられることがなかつた。

5 俘虜収容所勤務等の実情

(一) 釜山から、マレー俘虜収容所に配属となつた原告尹は、まず右本部が置かれたシンガポールまで船で移動した。右マレー俘虜収容所の管轄区域はマレー半島とスマトラであつた。

(二) 一九四二年一〇月頃、原告尹は、スマトラ・メダン収容所に配属となつた。北スマトラのかなり大きいメダン市内のグルゴールという町の俘虜キャンプ（収容所）に三〇〇〇名程俘虜があり、原告尹ら監視員は、衛兵勤務に従事した。

収容所側の構成は、高橋大尉以下の幹部六、七名、下士官等数名と、原告尹らコリアンガード一〇名程であつた。右コリアンガードの中には、千葉の国立下総療養所で亡くなつた●●●もいた。

「」では俘虜は、波止場の荷揚げや、農園作業に従事していた。

(三) 一九四四年(昭和一九年)半ば頃(スマトラ着任から約二年後)に、原告尹らは北部スマトラのクタチャネという山の中に移動となつた。

(1) 原告尹らは軍用道路工事の作業を行うため、メダンにいた俘虜のうち、一〇〇〇名程と共に移動した。メダンから丸一日かけてトラックで移動した。

三浦中尉が隊長で、日本人下士官は田中軍曹のみであり、あとは原告尹らコリアンガード一二名で、一〇〇〇名程の俘虜をみた。

(2) クタチャネにおいて山の麓と上の方とに別れ、山の上にはコリアンガードのうち原告尹ら五名だけで、約五〇〇名程の俘虜を移動させた。

原告尹らは、山の上で既に日本軍の工兵隊が道路工事をしている部隊に合

流した。宿舎は、工兵隊、監視員、俘虜の宿舎に分かれており、ヤシの葉で屋根を葺き、床は竹敷という、極めて粗末なものであつた。

(3) 俘虜は、ジヤングルの中の道路工事作業現場で、伐採した木の根を掘つたり、道端に砂利入れをしたりする仕事を行つた。

俘虜の食料は、米、大豆、とうもろこしの主食に、芋の葉っぱの野菜程度しかなく、食料も不足した状態で、中にはマラリア、デング熱等の病気に罹患した俘虜もいた。

(4) 原告尹らの任務は、俘虜収容所での俘虜の監視と、工兵隊から前日指示された人数の俘虜を、翌朝現場へ連れて行き、作業現場での監督を行うという内容であつた。

特に、原告尹の場合は、五名のコリアンガードのうちの責任者の立場に

あつた。そのため、山の麓の三浦中尉の所へ業務連絡に行くという任務が加わった。

(5) 右クタチャネの山中道路工事作業中である一九四四（昭和一九）年六月頃、二年の契約期間が過ぎたが、原告尹らコリアンガードは、契約期限が来ていることについて、到底口に出せる状態ではなかつた。

(6) 一九四五（昭和一〇）年春頃、戦況が不利になつたため、原告尹らは俘虜と共に、作業現場からクタチャネまで徒歩で一日かけて行軍し、また、クタチャネからメダンにトラックで移動した。

原告尹らは、メダンでもとの農園作業などを行つてゐる中で日本敗戦を迎えた。原告尹は、日本敗戦後も一、三日は銃剣術をさせられていた。三浦中尉から、二、三日後になつて初めて日本敗戦を知らされた。

6 逮捕・拘禁・裁判の実情

(一) 原告尹を含む俘虜収容所の勤務者二、三〇〇名は、憲兵隊とともに、日本敗戦後一、三カ月して、元俘虜たちによつて、サバン島に連れて行かれた。

(二) 原告尹らは、サバン島の鉄条網を張り巡らせたキャンプの中で、オランダ軍の薪割りや清掃などをさせられ、自炊しながら約半年過ごし、再度メダンに移動させられ、メダン刑務所の雑居房に収容された。

右メダン刑務所において、元俘虜たちが原告尹らを指差すという形で、首実検が行われた。

(三) 元俘虜の中には、原告尹が戦時中業務命令を直接通達した相手であるファンデ・ランデキヤプテンという海軍大尉が含まれており、しかも

彼が戦犯調査委員長となつていた。そのためか、原告尹を含むクタチャネにいたコリアンガード一二名の全員が戦犯とされた。

(四) メダンに収容されて約半年後の一九四七年一一月一〇日、原告尹らの戦犯裁判が行われた。

(1) 裁判は、原告尹、●●●、●●●、●●●、●●●という五名のコリアンガードと一緒に受ける合同裁判であり、裁判は全てオランダ語で進められた。

(2) 原告尹らは、俘虜虐待、殴打並びにクタチャネまでの行軍が主な理由で訴追された。しかし、「一二名の監視員が一五〇〇人にも及ぶ俘虜を監視するなど不可能なこと」であった。

原告尹の場合は、特に監視員中の責任者の立場にあつたため、告発された

ものと推察される。原告尹は、作業をさぼつたり、民間人との通報を行つた俘虜に対し、ビンタをせざるをえない場合はあつたが、それ以上の俘虜虐待は行つていなかつたものである。

(3) 裁判において、原告尹は、起訴状の翻訳文を見せられることもなかつた。原告尹ら五人の裁判は、一日、それも二、三〇分で終了してしまつた。もとより、証人が原告尹らのために証言するということもなかつたし、原告尹が尋問されることもないままに、同じ日の夕方に判決言い渡しがなされた。右オランダ軍の軍事法廷にて、原告尹は懲役一〇年の刑の言い渡しを受けた。

(4) メダン俘虜収容所の責任者であつた高橋大尉、クタチャネの責任者三浦中尉及び田中軍曹という原告らの上官は、いづれも日本敗戦後すぐ

にどこかへ逃げてしまい、戦犯とはならなかつたのである。

7 受刑の実情

(一) 原告尹は、判決後二、三カ月はメダン刑務所に収容され、その後チビナン刑務所へと移監された。食事は、指三本程の細いサツマイモ一切れとお茶だけという状態であった。

(二) 一九五〇年（昭和二五年）一月二三日に、原告尹らはスガモ・プリズンへ移監となつた。日本への輸送船の中でも足かせをはめられ、トイレに行くにも四、五名が一緒に繋がれたままという状態であった。

(三) 原告尹は、一九五六六年（昭和三二年）一月にスガモ・プリズンを仮釈放となつた。実は右の前年である一九五五年一月か二月、原告尹は管理部長に呼ばれ、仮釈放命令が出されたのであるが、原告尹は出所を拒否し

たのであった。

当時原告尹は、日本に親戚もなく、生活する場所も、生業資金もなかつた。既に仮釈放され、その日の食事や交通費にも困る悲惨な同胞の状態を知つていた彼は、仲間とも相談して出所を拒否したのである。

(四) 原告尹は、獄中で仲間とともに、一九五五年（昭和三〇年）五月二七日付で「請願書」を日本政府宛に提出し、住宅・就職の斡旋、生活資金の支給または貸与を要求した。この時点では日本政府に対する補償要求は保留し、とりあえず最低限の生活を維持できるための要求のみを提出したのである。

原告尹も、歴代首相や花村法務大臣を始め、厚生省、大蔵省等関係する省庁の大臣宛、繰り返し陳情に赴いている。

8 出所後の生活の実情

原告尹は、一九五六年（昭和三一年）一月六日にスガモを仮出所した後、幡ヶ谷にある清交会の一時宿泊施設の四畳半一部屋に寝起きし、先に出所した友人の紹介で電球会社に仕事を見つけ、やつとの生活を始めた。しかし、右電球会社は倒産し、原告尹は、その後同胞の経営するチエリータクシーというタクシー会社でタクシー運転手の仕事を続けていた。

原告尹は、一九八五（昭和六〇）年に体調を崩して会社を辞め、現在は厚生年金のみで生活を維持している。政府からは、年金等の金銭を一切受け取っていない。

9 おわりに

以上のとおり、原告尹は、日本人軍人が日本敗戦後すぐに逃亡し行方をく

らます中で、まさに日本人の戦争責任を肩代わりし、戦犯の汚名を着せられたまま今日まで細々と日本の中できき延びて来たものである。

原告尹は、本訴訟提起の前年に心筋梗塞で倒れています。現在も、ニトログリセリンが欠かせない状態である。南方で一緒だった●●●の遺骨は、現在なお日本におかれたままである。

原告尹は、本裁判の冒頭、次のように供述している。

もう、私も七〇才になつた。

身も心も疲れた。

長年にわたる戦いの勝利の決着を生きているうちに見たい。

昨年はこの問題の解決を見ることなく、友人が四人もこの世を去つた。故人の通夜のときに私は誓つた。

“君たちの分まで頑張ってみせるぞ”と。

私も昨年一二一月には心筋梗塞病になり、榎原記念病院で入院生活を送り、今後もなお、ニトログリセリンを所持して通院する身になつた。

だから、この条理に基づく裁判の勝利の決着を見ずして死んでたまるものかと真に思う。

あとは、賢明なる裁判官殿の公明正大なる眞実の判決が下ることを信じて、見守つて待つのみです。

四 原告金●●の事実経過

1 はじめに

原告金●●（キム・●●●●●）。当年七三歳、以下本項においては、單に原告金という）は、一九二二年（大正一一年）六月二三日日本の植民地支

配下にあつた朝鮮の全羅北道完州郡爾田面●●●●●（本籍・現全州市三川洞）で小作農の長男（兄弟は姉一人妹一人）として出生した。金家は、以前は一町歩の農地を所有する自作農であつたが、「日本人に全部取られて」原告金が物心がついたころは僅か三反歩の小作をする貧農となつていた。一九四〇年二月一日施行の創氏改名により、右本名を奪われた原告金は、日本名金門●●を名乗らされた。

一九四二年（昭和一七年）八月一九日日本軍の俘虜監視員とされた原告金は、ジャワ俘虜収容所に配属された。

日本敗戦の約三か月後一九四五年（昭和一〇年）一一月一一日、原告金は英國軍によつてBC級戦犯容疑で逮捕され、一九四六年（昭和二一年）七月二六日英國軍事法廷で一〇年の拘禁刑を宣告され、一九五二年（昭和二

七年）三月六日仮釈放されるまで、この間一三〇八日・約六年余り、身柄を拘禁された。

2 皇民化教育の実情

右のように家が貧しかったため、原告金は学齢に達しても小学校にも入学することができず、ようやく九歳になつてから面にある教会の学校で牧師夫妻から無料で勉強を教えてもらうこととなつた。この学校ではすべて朝鮮語により国語、算数、歴史などを教えられ、文●●牧師は「朝鮮人の貧しさの原因は日本人が朝鮮にいるからだ、追い出さなければならない」などと述べたり、夜生徒を山に集合させ、「チヨソン・トンニップ・マンセー」（朝鮮独立万歳）と一緒に叫ぶなど日本の皇民化政策に抵抗し、民族の誇りを強く訴える民族教育を非公然に行つていた。しかし、後に文牧師及び

その妻九●●牧師は次々に所在不明となつた。村人の話では、日本語を使わずに教育し、日本に従わなかつたので日本官憲によつて逮捕されたのだろうとのことであつた。

その少し前、原告金は一二才になつてから、前記文牧師らの「●●は勉強もよくできる。このままにしておくのはもつたいない」との熱心な父母への説得、小学校教頭への強力な働きかけにより、小学校三年生に編入・入学することができた。

しかし、この正規の普通小学校では、毎朝の皇居遙拝、日の丸国旗掲揚、皇國臣民の誓詞の斉唱の強制、それに日本軍歌も歌わされるなどの皇民化教育が行なわれた。原告金は、教会の学校では朝鮮語による教育だつたのに、何故小学校ではそのような日本語による皇居遙拝などの教育がなされ

るのか戸惑い、先生に「どうしてなのか」と質問したところ、「そういうことはだれにも言うな」と制された。そこで、前記の文牧師夫妻逮捕のことを思い起し、子供心にも不安を覚え、その後一切他言しなかつた。その後一五歳で小学校を卒業した。

卒業後、原告金は巡査になることを希望したが、母から「村の人をいじめたり、罪のない人を叩いたりしている巡査にお前がなるなら、私は首を吊つて死んでしまう」と言つて強く反対したため諦めた。このことは、当時の日本の支配下の警察官が如何に朝鮮民衆を抑圧していたかを示すものである。

結局原告金は、その後、完州郡庁の田作課の指導員として勤めることとなつた。

3 白人俘虜監視員として勤員された経過

原告金は、公務員となつて収入を家計にも入れることができ、右田作指導員の仕事を一年間続けていたところ、一九四二年（昭和一七年）六月ころ村の区長が来て俘虜監視員になるよう言い、「月給は五〇円。期限は二年間。行ってくれば日本人並の待遇をうけることができるから、君の将来に非常によい」と原告及び同席した両親らに言って強く説得した。これに対し原告金は、男は自分一人であり、親のあとを継いで農業をしなければならないので、その場で断つた。しかし、区長は再三来宅して執拗に俘虜監視員になることを求めた。三回目にきたとき、駐在所の日本人の巡査部長と一緒にきて、「行かなければお前の家の食糧の配給を切る」と申し向けた。原告金が「配給を切ることは、うちの家族全部餓死しろということ

ですか」と聞くと巡査部長は「そうだ。天皇陛下の命令だ。お前、命令に反すれば銃殺になるんだ」と脅した。

このような脅しを加えた巡査部長の申向けに対し、原告金は、やむを得ず、渉る両親を説得して了承させ、俘虜監視員になることとした。

まもなく、監視員になる者が全州市に集められ、翌日野口部隊のある釜山に入つた。

全州市で宿泊したとき、実家に戻つて両親と会つたが、その後約束の一、二年間の期限が守られなかつたため一九六〇年（昭和三五年）まで約一七年間会うことができず、その間父親は後記のとおり一九五〇年（昭和一二五年）七月ごろ死亡し、ついに再会することができなかつた。

4 初年兵教育の実情

原告金は、右の経過で一九四二年（昭和一七年）俘虜監視員となり、まず、釜山の野口部隊に入隊し、後述の森曹長などから厳しい初年兵教育・戦闘訓練を受けた。しかし俘虜監視についてはジュネーブ条約の存在すら教えられなかつた。

5 俘虜収容所勤務等の実情

（一）スラバヤ第三分所での勤務

同年八月野口部隊での訓練を終えて原告金は、他の監視員とともに釜山から石炭積載の船に乗せられて台湾の基隆、シンガポール経由でジャワ島バタビア（現在のジャカルタ）に上陸した。

バタビアで約一週間訓練を受け、スラバヤのジャワ俘虜収容所第三分所（分所長河辺中佐）の第三分遣所（分遣所長上田中尉）に配属された。第

三分遣所には、下士官三、四名、コリアンガード六、七〇名勤務した。原告の父卞●●も後に同分遣所に配属され一緒に勤務した。

第三分遣所に収容された俘虜は約三〇〇〇名であったが、後に泰緬鉄道などに移動したため約半分に減り、同様にコリアンガードも減員となつた。

(二) ハルク島派遣第三分所での俘虜監視の実情

(1) 一九四三年（昭和一八年）三、四月ごろスラバヤの第三分所の俘虜及び監視員は、その相当部分が泰緬鉄道建設のため移動させられたが、原告金はマラリヤにかかるて高熱を発したため行けなくなり、その後第三分所が全員アンボン島、ハルク島等へ配置換となつたため俘虜とともに同島に移動した。

同分所は同島に移動して「派遣第三分所」と呼称され、その本部はハルク

島に置かれ、分所長は阿南中佐であつた。分所長の下で分遣所が置かれ、俘虜約一五〇〇名ないし二〇〇〇名、これを監視する分遣所長は倉島秀一少尉、下士官は森曹長、川井軍曹外一名、監視員は約六〇名であつた。右森曹長は、しばしば竹で俘虜やコリアンガードを叩いた故に、俘虜からは「バンブー森」、コリアンガードからは「竹曹長」と呼ばれる過酷な暴力的態度で知られている軍人であつた。

ハルク島では、ニューギニア、オーストラリアへの侵攻のための飛行場建設が行われており、俘虜はこれら建設作業に駆り出された。なお、ハルク島では、すでに日本は制空権を失い、しばしば連合軍側から二〇機、三〇機による空襲を受けた。

俘虜の宿舎は竹で部屋を作り、屋根は椰子の葉で葺いただけの粗末な兵舎

であった。

(2) 飛行場建設作業は駐留した海軍航空隊の一個中隊の中から十二、三名の兵隊が現場で指示、監督に当り俘虜を就労させていた。

航空隊から俘虜収容所の川井軍曹に「明日は何百人出してくれ」との連絡がきて、同軍曹は労務係のコリアンガードに同旨の指示をし、同労務係が俘虜側の責任者に指示するという方法で翌日の就労が行われた。

俘虜が従事した建設作業は堅い珊瑚礁の上でスコップ、ジョレン（鉄製の鋤状のもの）、もっこなどを使ってほとんど全部手作業で掘削、運搬をするもので、大変な重労働であった。

他方食糧事情は悪く、とくに前記のような空襲が始まると船が入らなくななり、食糧の供給が途絶え、里芋を入れたゆるいお粥を食べさせる程度で、

俘虜たちは相当数が栄養失調になる状態となっていた。

天候は毎日スコールが降り、晴れると全くの炎天下となり、デング熱、マリラア、赤痢にかかった俘虜はすぐに弱ってしまう状態であつた。しかし、これに対する医薬品は不足し、俘虜の中から次第に死亡者が出て、末期には毎日三、四人の死亡者が出ていた。東京裁判の記録によれば、ハルク島の俘虜二〇五〇名のうち三八六名が死んだとの記載があるが、原告金も原告本人尋問でそのような状態を肯定している。

なお、死者の埋葬は全島珊瑚礁のハルク島では、土を一尺も掘ると岩石となってしまい、死体をかろうじて埋めることしか出来なかつた。

(3) ハルク島において、原告金らコリアンガードは、日本人の上官から暴力による過酷な取扱いをうけ、自ら監視する俘虜との間に立つて困難

な立場に置かれた。俘虜に対しても厳しい取扱いをすることを指示され、これに従わない場合は、自分自身が上官から暴力を振られ、制裁を受ける、という状況であった。たとえば、コリアンガードが病気の俘虜に強く言えず作業成績が低下したりすると、前記バンブー森は「お前らは気合が抜けている。お前らがしつかりしないから捕虜がだらけるんだ」と言つて、コリアンガードを殴りつけた。その殴り方も原告金が体験した一例では、森は鼻を力一杯つまみ、金の体を反転させながらひねる手ひどいものだつたので、原告金は鼻がちぎれるような劇痛を感じた。また、森などの日本人上官はしばしば、「お前らはこの頃たるんでいる」と言つてコリアンガードを両側に立たせて、いわゆる「対向ビンタ」をやらせるなどした。

このような日本人上官の過酷な態度から、原告金らコリアンガードは俘虜

に対し、やむをえず厳しい態度をとらざるを得ない状況であった。

(4) 原告金は、俘虜の中の将校に対しビンタを加えたことがある。後述のように俘虜のキャンプ長であつたピツツ中佐に対して行つたこのビンタが敗戦後、戦争犯罪として有罪とされた。

それはつきのような経緯によるものである。

原告金の親友であるコリアンガードがバンブー森の虐待に耐え切れず、叩かれた恨みの記載のある手帳を残して自殺した。その葬儀に際し、原告金は同人を悼む気持ちが強く、また、たまたま衛兵係だったので、上官の命令で俘虜らを広場に並ばせ、柩が出る間敬礼をすることを命じた。

ところがピツツ中佐は敬礼をせず、そのままの姿勢で立つていた。そこで、原告金は葬儀終了後同中佐に対し、「どうして敬礼をしないのだ。私はこの

目で見たんだよ」と言い、ビンタを一、三回加えた。ビンタは、すでに述べたとおり、日本軍隊内では教育的措置として理解され、特別の暴力行為とはされていなかつたもので、原告金もこのときそのような理解の下にビンタを加えたものである。その際同中佐は「柩が自分の前を通りすぎたからいいものだと思って手を下ろしたんだ」という弁解をしていた。

翌日原告金は、右の弁解を受けたこともあり、同中佐のキャンプを訪れ、「昨日はどうもすまなかつたね」と謝罪したところ「ネバマインド、アイドンケア」（気にするな。私は気にしてない）との返事があり、原告自身はこのことが後日殊更問題になるとは全く考えていなかつたものである。

日常、原告金ら監視員は、俘虜と特別に険悪な間柄であつたわけではなく、暇なとき、川に洗濯に行つた帰りなど、「英國はどうか」「妻はどうだ」「子

供はいるか」とか、「戦争は辛いものだね」などと親しく会話を交わすなどしていた。原告金は、ある英国人の俘虜から「戦争が終つたら英國にくれば俺がいい所を案内してやるから遊びにきなさい」といわれたほどであった。

(5) 原告金は隣接するアンボン島へ飛行場拡張工事の応援のため赴いたことがある。

その際、特攻隊として明日出撃するという二三十歳前後の若い人の送別会に招かれ、彼らが日の丸の鉢巻きをし、「恩賜」のたばこを吸いながら最後の酒を汲みかわし、爪、髪の毛を切つて遺品として残し、別れを惜しむ席につらなり、自分たちもやがてこの島で死ぬんだなどの思いを深くしたこともあった。

(6) ハルク島にいる間に一九四四年（昭和一九年）六月ころ、約束の勤務期限二年間が到来した。そこで原告金は、上司である森軍曹に約束の期限がきたから故郷へ帰してもらいたい旨を話した。

その際、同軍曹は何も言わなかつたが、後になつて原告金を呼び出し、「今戦争たけなわのときに、お前そういうことをどこから聞いたのか」と質し、原告金が答えると、「そんなこと知るもんか。」と言つて、原告金を殴り、かつ、吊り劍用の幅約一五センチメートルのベルトで、背中を何回も殴つた。

原告金は怖ろしくなり、その後右期限について上官に述べることは一切しなかつた。

(三) バタビア、スラバヤでの勤務と敗戦

一九四四年（昭和一九年）末に派遣第三分所は俘虜とともにハルク島からバタビアに撤収した。このとき原告金は、重症患者を船で運ぶのでその監視をするよう命ぜられ、バタビアへ戻った。船には俘虜約五〇〇名を乗せたが、途中、炎天下の運航で衰弱するなどして約一〇名が死亡した。

バタビアでは、監視勤務隊に一時編入され、俘虜監視勤務をしたあと、スマウオノの教育隊へ行くことを命令され、一九四五五年（昭和二〇年）一月同教育隊に配属された。

同教育隊は決戦に備えての特別教育の名目で、実際は日本の軍人がコリアンガードを教育し直すことが目的のようであった。同教育隊では、地雷を投げる訓練など、戦闘訓練をうけた。

その後バタビアの第三分所の抑留所勤務となり、同じコリアンガードの●

●●らとともにトラックで野菜を運搬する仕事をした。さらにその後バタビアの憲兵隊に送られ約一週間訓練をうけたあと、スラバヤの水上憲兵隊に配属され、事務、内勤を行っていた。一九四五年（昭和二〇年）八月一六日、原告金は右スラバヤ水上憲兵隊の事務所で日本の敗戦を知った。

6 逮捕・拘禁・裁判の実情

(一) 終戦後まもなく、葉書で連絡のあつた朝鮮人民会に加わり、バタビア市内の、オランダ人の住宅の周囲を囲つただけの仮の宿舎で生活した。そこには朝鮮出身の軍人、報道班員、コリアンガードが六、七十人集まつた。

同年一一月一一日同所で連合軍による首実検が行なわれた。首実検は全員一列横隊に並ばされ、連合軍の元俘虜などが一人一人を確認し、戦犯容疑

のある者を一步前に出させた。原告金は、首実検に加わった前記ピツツ中佐から「一步前」といわれ戦犯容疑者とされた。

この首実検は、俘虜収容所の上部の者（日本軍人）よりも、現場で俘虜に直接接し、俘虜からよく知られていたコリアンガードが、より多く戦犯容疑者として選別されることとなつた。

(二) 原告金ら容疑者とされた者は直ちに逮捕されて、トラックに乗せられ、同日バタビア市内のグロドック刑務所に収容された。監房内で監視兵から尻を蹴飛ばされて入れられるなどコリアンガードに対する態度は厳しいものがあつた。同刑務所では下●●、●、●、●等コリアンガードの仲間が大勢収容されていた。

約一か月後、一九四五年（昭和二〇年）一二月三日同刑務所から他の六名

とともに再びトラックに乗せられ、バタビア郊外のタンジョンブリヨク港に運ばれ、船に乗せられた。

船では約一〇人のコリアンガードらが船底の金網の中に詰めこまれ、同月七日シンガポールに到着し、豪州軍に監禁されオートラム刑務所に収容された。その後原告金は一九四六年（昭和二一年）一月一日同刑務所からチャンギー刑務所に移送された。同所では三〇〇〇人位収容されていた模様である。原告金は同所で李●●、文●●、尹●●、卞●●らにも会つた。卞はその後バタビアのチピナン刑務所に移送されている。

(三) 原告金は、同年五月一七日通訳を伴つた英國軍大尉から取調べをうけ、「俘虜を叩いたことがあるか」との質問に対し、前記ピツツ中佐を二、三回叩いたことを述べ、前記事情も説明した。

同年六月二一七日起訴され、七月三日裁判が行なわれた。裁判は、シンガポールの英國軍事法廷第三号で行なわれ、被告人は原告金を含めて一二人の合同裁判であつた。裁判では専らハルク島の俘虜収容所関係が問題とされ、食糧不足、医薬品不足、俘虜虐待、俘虜の大勢の死亡の問題が追及された。原告金は、食糧、医薬品不足等については全く権限外のことでの全く関係がない旨を述べた。

原告金は、ピツツ中佐を叩いたとする件について尋問された。ピツツ中佐は傍聴席にいたが、同中佐に対する尋問はなされなかつた。

合同裁判で共同被告人となつた河南中佐（第三分所長）は「私たち日本軍人はすべて上官の命令に部下は従わなければならぬ。監視員らはすべて私が命令し、私の命令を忠実に守つた者だから無罪にされたい」旨供述し

たが原告金らは免責されなかつた。七月二六日下された原告金に対する判決は一〇年の拘禁刑であつた。

7 受刑の実情

裁判が終つた後原告金はオートラム刑務所で囚人番号を「L508」とさされて服役した。そこでは食糧も不足し、看守たちも原告金ら戦犯者に対し厳しく当たり、殴られたりすることもしばしばあつた。

約五年後の一九五一年（昭和二六年）八月二七日原告金らは、日本のスガモ・プリズンに移送された。同所では食事もよく部屋も畳となりオートラム刑務所のときより処遇は良くなつた。しかし、原告金らはオートラムで、日本に着ければ韓国へ帰れるだらうとの話を聞いていたが、直ぐには出所できず、まして韓国へ帰ることはできないことがわかり、たいへん落胆した。

8 出所後の生活の実情

(二) 原告金は、一九五二年（昭和二七年）三月六日仮釈放によりスガモを出所した。仮釈放に必要な身元引受人は、同胞で保護司をしていた元村●●になつてもらつた。

出所後右元村の経営する江古田の寮（更生保護施設）に約一週間いたあと川崎市桜本町の友人●●●（創氏改名による姓名●●●●）を頼つてサツカリン工場の清掃業務に住込みで従事したが、そこでは給料はなく、住と食が辛うじて確保された以外はたばこ銭程度の小遣をもらつただけであった。

一九五二年（昭和二七年）一〇月二五日刑期満了となり川崎市役所から呼び出され、外国人登録証を取得し、韓国へも帰れる旨説明された。原告金

はスガモ在監中、同房の日本人戦犯の元将校から「刑期満了になつたら日本政府から報酬がもらえる」旨聞いたので、報酬をもらつて故国への帰郷費用に充てようと前記元村に相談したところ、「そのようなことは聞いていない」と言下に否定され落胆した。

そこで日本での永続的な仕事を求めたが、約一週間東京都内の高田馬場で“ニコヨン”として道路工事に従事したあと、約二年間品川の進駐軍の補給司令部の末端部所で洗濯の仕事についたが、進駐軍の帰国により失職、横須賀のバーや北海道の遊戯場などを転々とし、一九五六年（昭和三一年）東京に戻り、貧窮の中で結婚して昭島のアパートに居住し、子供三人をもうけた。

一九五八年（昭和三三年）保谷市に移り、下水管理埋設工事で血豆が破け

て手が血で染まるような苦労を重ね妻子を養つた。

その後、現場監督を経て、在日大韓国民団西東京本部に勤務した。

原告は一九九五年（平成七年）六月末高齢のため民団を退職した。

(二) 原告金は、出所以来故国へ帰つて家族に会う希望を強く持つていたが、貧困のためできないでいたところ、一九六〇年（昭和三五年）ころ、母の危篤を口実として帰国を促す妹からの手紙を受け、借金して郷里全州に帰つた。

ところが、帰つてみると父は既に一五年前に死亡しており、約束の一一年で帰してもらえなかつたことに改めて腹立たしさと悔しい思いを強くした。

郷里では、妹たちが姉から「村では、●●は戦犯になつて日本に忠義を尽し、日本の戦争に協力したが、村の青年たちは朝鮮戦争で戦死するなどし

て国のために働いた、という雰囲気で、彼ら青年たちが、金●●の帰つたことを知つたらどういうことをされるかわからない。だから、金●●が帰つていることはだれにも絶対に言うな」と言われている、とのことを聞き、自らが「対日協力者」として郷里の人々から冷たく白眼視されていることを痛感した。

また、そのような雰囲気の中で、母から「●●が帰つてきたらここには居られないから別の所に移る。そうでないとどういうことをされるかわからぬ」と言われ、原告金は「目の前が真っ黒くな」るほど驚愕した。このような事実は、原告らが、日本の戦争責任を肩代りさせられてBC級戦犯とされ、死刑に処せられ、あるいは永年の間拘禁される苦痛を負つたことの外、自らの故国、郷里の人々から「対日協力者」として冷たく白眼視さ

れる、という言いようのない精神的苦痛を負わされていることを如実に示すものである。

9 おわりに

原告金●●は日本の植民地下において一町歩の自作農から三反歩の小作農に転落させられた家に生れ、「配給を切る」との、家族の死にも等しい脅迫の下で俘虜監視員として動員され、故国を遠く離れた南方で監視業務に就かされた。そして日本軍の軍隊教育及び俘虜政策上は、教育的措置の一つとして教育されていたビンタを、俘虜である一中佐に加えたために、日本の過酷な俘虜政策によって手ひどい被害を受けた英國軍の軍事法廷において一〇年の拘禁刑の判決を受け、六年余りにわたって服役させられたのである。右原告金の受けた苦痛は、正に日本の戦争責任を肩代りさせられた

ものであった。

これに加えて、故国、郷里の者からは「対日協力者」として白眼視され、故郷に帰つて生活することもできず、原告金は二重、三重の苦痛を受けて現在に至つてゐるのである。

原告らは、被告日本國の内閣總理大臣に対し、原告らが同胞から日本の戦犯として白眼視されるなど名譽を毀損される事態を惹起せしめたことなどについても謝罪文を交付することを請求しているが、原告金はこのことについて次のように供述している。

これは、私たちも当時の日本の植民地下で同じ犠牲になつておりますたけれども、我々が戦犯になつたことで、祖国の同胞たちは、結局戦犯になるくらい協力をしたもんだから、積極的に協力したから、対日協力者だとい

うことで、非常に蔑視されてる状況です。

さらに原告金は次のように答えて いる。

謝罪文の第三項は、これは原告の皆さん の同進会が、長期間にわたって補償請求をしてきたのに、日本政府は無視して、放置してきたことを謝罪せよ、ということですか。

そういうことです。我々は数十年にわたって歴代総理に陳情嘆願をしましてけれども、それがすべて無視されているところに謝罪をしてもらいたいと思います。

これは本当に人格を無視されたことについて謝罪をせよと、こういうことでしょうね。

そうです。人権無視であります。

補償金の請求だけでなく、このような謝罪文の交付も請求しようということにしたのはどうしてですか。

我々は、もともとから、謝罪をしてもらうための補償金を要求したものですがから、ここで補償金をもらうとか、なにがしかの見舞い金をもらつたらいいということではございません。

原告たちの補償金の請求は、謝罪の趣旨としての補償請求だから、謝罪状も交付してほしいと、こういうことですね。

そうであります。

五 原告文●●の事実経過

1 はじめに

原告文●●（ムン・●●●●）、当年七三歳。以下、本項においては、「原告

文」という。)は、一九二三年四月一一日、日本の植民地支配下にあつた朝鮮の全羅南道和順郡東面舞浦里(本籍)において、裕福な農家の五人兄弟の長男(第一子)として出生した。原告文の父は、里の区長を勤めるほどの名士であつた。

一九四〇年一月一二日施行の創氏改名により、原告文は、民族名を奪われ、「文平●●」と名乗らされた。

一九四二年六月一二日、原告文は、白人俘虜監視員(傭人)として日本軍部隊に採用され、釜山の野口部隊において、二ヶ月間の初年兵教育を受けた後、同年八月一九日、ジャワ俘虜収容所に配属され、以後、白人俘虜監視員及び民間人を収容する抑留所において、勤務した。

日本敗戦の翌年である一九四六年一月一八日、原告文は、ジャワ島バタビ

ア（現在のジャカルタ）において、オランダ軍よりBC級戦犯容疑で逮捕拘禁された。その後、原告文は、一九四七年一一月二七日、オランダ軍事法廷で一〇年の拘禁刑を受け、以後、一九五一年八月八日、仮釈放されるまで、一九九八日、約五年半にわたり、身柄を拘禁された。

2 皇民化教育の実情

（一）普通小学校における皇民化教育

原告文も、他の原告ら（原告下●●を除くー以下同じ）と同様、同人が入学した普通小学校において、徹底した皇民化教育を受けた。すなわち、原告文は、皇國臣民の誓詞の斉唱や皇居遙拝等を強制させられたばかりか、学校における朝鮮語の使用までもが禁止され、朝鮮民族としての誇り、アイデンティティーを根こそぎ奪われるような教育環境の中で少年時代を過

ごしたのである。

(二) 日本人教育者の指導理念の実情

原告文が、通っていた小学校も、校長は日本人であったが、この校長は、朝鮮人が、高度な教育を受けるのを好まず、原告文に対しても、上級の学校に進学するのを止めさせるように仕向けていた。これは、日本帝国主義が、朝鮮人民の土地を取り上げ、朝鮮人民を貧困化させた上、高度な教育を受ける機会を奪い、皇民化政策の徹底を容易にするためのものであった。

3 白人俘虜監視員として勤員された経過

(一) 小学校卒業後の原告文の生活

原告文は、前記のような事情から、結局、上級の学校に進学することをあ

きらめ、家業の精米業を手伝つたり、葉たばこの精製業を行つたりして、生計を立てていた。

その後、一九四一年（昭和一六年）になつて、父の紹介で、原告文は、面役場の嘱託として、面役場に勤務するようになつた。

（二） 俘虜監視員募集に応じた経緯

一九四二年の五月になつて、原告文は、面役場に届いた郡庁からの公文書（B5版位の大きさ）を偶然目にした。この公文書には、俘虜監視員募集要領が書かれており、期間二年、給料五〇円、和順郡内で三〇名募集という内容であつた。

原告文は、日頃から、朝鮮本土内においては、日本人である巡査部長が、朝鮮人の名士である父親らを「お前」よばわりする等、日本人による朝鮮

人にに対する侮辱、差別が行われていたことに対して快く思つていなかつたこと、この時期には、面の若者が、日本へ強制連行されていくという事態が頻発していたこと、自らも面の囁託という不安定な身分であること、監視員であれば、戦地といつても、後方の安全な地域にいることができるだろうと考えたことから、これに応募することにしたが、長男であることから、両親からは反対されることが分かりきつていたので、両親には黙つていた。

原告文は、その後、郡庁に呼び出されて、日本人の書記官から、「皇国臣民として、しつかり務めを全うして帰つて来る自信があるか。」と聞かれた程度の簡単な口頭試験を受けたが、程なくして、同人のところに合格通知が届いた。

(三) 原告文の両親の反対

同年六月八日か九日頃、原告文の自宅に、六月一一日に郡庁に出頭しろ、
という内容の出頭通知が届いたため、原告文の監視員応募が両親の知ると
ころとなつてしまつた。両親は、原告文が長男であることもあつて、嘆き
悲しみ、猛烈に反対したが、いったん合格通知まで受け取つて置きながら、
これを拒否すれば、家族がどのような仕打ちを受けるかも知れないと考え
た原告文は、「二年たつたら、必ず帰つて来るから。」と、両親を説得した
のである。

このように、原告文においても、他の原告と同様、俘虜監視員になつた契
機として、二年間という契約期間は、一つの心の拠り所であり、これに応
じることにした最も強い契約要素であつたのである。そして、原告文にお

いても、俘虜監視員になることは、朝鮮本土内における日本帝国主義の差別と抑圧の中では、他に選択の余地がないという意味で、実質的には強制されたものだったのである。

4 初年兵教育の実情

原告文は、一九四二年六月から八月までの二ヶ月間、釜山の野口部隊において、俘虜監視員としての訓練を受けた。

原告文は、右野口部隊において、イの第九小隊第一分隊に配属されたが、その訓練の内容は、他の原告と全く同様であった。すなわち、ジユネーブ条約の存在等、俘虜監視員としての最低の知識すら教えられることはなく、ただ軍事訓練に終始し、戦陣訓の斉唱等を通じて、上官の命令は絶対服従であることだけをひたすらにたたき込まれたのである。

その激しさは、同僚の監視員が、短期間のうちに精神に障害を起こしてしまったのであった。

このような訓練を経て、同年八月、原告文は、ジャワに派遣されたのである。

5 俘虜収容所勤務等の実情

(二) 原告文は、一九四二年八月、釜山から出航し、サイゴン、シンガポール経由で、同年九月一一七日頃、ジャカルタのタンチヨンブリオク港に上陸した。そこで、原告文は、ジャワ俘虜収容所第四分所に配属され、以降、終戦まで、ジャワ島を転々とする形で、種々の勤務に就いた。概略は、以下のとおりである。

(1) 一九四三年四月まで一ジャワ東部のマランの俘虜収容所の勤務隊

(当時、ジャワにおいては、俘虜監視員のことを勤務隊とも呼んでいた。)

勤務

(2) 一九四四年四月までージヤカルタの俘虜収容所本所勤務

(3) 同年六月までー中部のスマランにおいて、インドネシア人兵補の教育隊勤務（インドネシア人兵補とは、日本人の兵隊が不足したため、日本軍の補助として動員された現地住民を指す。）

(4) 同年一〇月までスマランにおいて、オランダ民間人の抑留所勤務

(5) 同年一一二月までー中部のスモウオノにおいて、朝鮮人監視員に対する再教育を受けた。

(6) 一九四五年三月までスマランにおいて、第一分遣所勤務

(7) 同年八月まで一東部において、東部防衛隊の工兵隊勤務

(二) マランにおける原告文の勤務状況

原告文が、マランに配属された一九四二年一〇月当時、同地の俘虜収容所には、三つの分遣所があり、同原告は、第三分遣所（所長・森下少尉）に配属された。同分遣所は、病人患者が収容されており、俘虜に対する労役作業は行われていなかつた。同所における原告文の勤務内容は、俘虜が逃亡しないように監視する歩哨勤務であつた。

翌一九四三年四月、原告文が所属する第四分所が閉鎖されることになり、原告文は、日本軍の指示に従つて、マランの俘虜達をジャワやスラバヤまで移送する勤務に就いた。なお、右第四分所の閉鎖は、泰緬鉄道の建設の本格化に伴い、ジャワにいる俘虜を泰緬鉄道の現場に派遣するためであつ

たと思われる。

(三) ジヤカルタ俘虜収容所本所における原告文の勤務状況等

(1) 一九四三年四月、マランからジヤカルタ等への俘虜移送を終えた原告文は、ジヤカルタのジャワ俘虜収容所本所の勤務隊に転属された。本所には、俘虜がいなかつたので、原告文は、主として、事務の仕事に就いていた。時として、ジヤカルタ市内の分遣所（俘虜が実際に収容されていいる所）に衛兵（歩哨）勤務の応援に行つたこともあつたが、同分遣所における俘虜の労役は、有刺鉄線を張る仕事くらいであつた。

同年七月頃、原告文は、ジヤカルタ市の郊外にあるジヤカルタ総分遣所の第五分遣所に転属された。

同分遣所には、農場があり、俘虜は農作業に従事していたが、あまり過酷

な労働は行われていなかつた。原告文は、同所においては、歩哨勤務を経て、衛兵指令となつたが、俘虜の農作業の監督もわざかながら行つた。

(2) 原告文は、本所に勤務していた時に、同所に流行した風土病であるデング熱に罹患し、高熱が続き、欠勤が続いたことがあつたが、本所の軍医は、診察すらしようとしたなかつた。

結局、原告文らデング熱による長期欠勤者三名については、ジヤカルタ総分遣所の軍医が診察することとなり、原告文を含む右三名は、意識がもうろうとした状態で、市内にある総分遣所まで歩いて行つた。そこで、診察をした安井軍医は、原告文らに、「勤務に就けるのか。」と問いただし、同人が、「無理です。」と答えると、同軍医は、「奉公に来たのか、遊びに来たのか、気合いを入れてやる。」と、言つて、原告文ら三名に対し、次々とビ

ンタを張り、同人らの鼻血で安井軍医の白衣が真っ赤になるまでやめなかつたということがあつた。

このようなエピソードに見られるように、当時の日本軍は、コリアンガードの健康状態すら省みることなく日本軍のために働くことを強制していたのである。

(四) スマランのインドネシア人兵補教育隊における原告文の勤務状況等

(1) 一九四四年四月、原告文は、スマランに本部があるジャワ抑留所第二分所に設置されていたインドネシア人兵補に対する教育隊に配属された。原告文は、これをきっかけとして、本来の俘虜監視員の業務と離れた業務に就かれるようになり、結果として、これを原因で、後に戦犯とし

て拘束されることになるのである。

(2) インドネシア人兵補というのは、インドネシアを占領した日本人が、兵力の不足を補うために、現地の青年を志願させて、軍の手伝いをする者のことと言うが、原告文は、このインドネシア人兵補に対する教育のための教官助手としての勤務に就かされたのである。この教育隊は、約三六〇名の兵補を約四〇名ずつの九クラスに分け、一クラスに日本人下士官一名が教官、コリアンガード二、三名が教官助手に付く、という構成であった。

兵補に対する教育内容は、抑留者に対する監視の方法や敬礼の仕方等であったが、戦闘訓練は行われず、教育方法も、野口部隊のような暴力的手段は使われなかつた。

原告文は、マランに勤務していた時、インドネシア語を習得しており、それが故に、右教育隊に配属されたと思われる。

(五) スマランの抑留所における原告文らの勤務状況等

(1) 一九四四年六月、原告文は、自らが教育したインドネシア人兵補と共に、日本軍占領以前、インドネシアに對して植民地支配を行つていたオランダの民間人が収容されている抑留所に転属された（原告文は、この抑留所勤務時の件で戦犯とされている。）。

この抑留所は、ジャワ俘虜収容所第二分所（所長・吉田大尉、副官・山本大尉）下の第一分遣所（所長・永田●●中尉、後任は長谷川中尉）の管轄下にあつた。第一分遣所は、第一から第五の抑留所を管轄しており、原告文は、そのうちの第五抑留所に勤務することとなつたのである。

(2) 第五抑留所の概要

第五抑留所は、スマラン市内のガラン・パナスという町にあつた教会付属の修道院（オランダ植民地支配時の遺産である。）とその周辺を囲つて、接収したもので、二階建ての西洋風の建物を使用していた。

同抑留所の所長は、新地●●●という元警察官で、陸軍警部補であると自称していた男であり、その下に原告文と●（コリアンガード）がいたが、その他の勤務者は、全てインドネシア人兵補であった。

原告文らが所属する勤務隊（コリアンガードの部隊）の宿舎は、第一分遣所と同じ場所にあり、第五抑留所の所在地と離れていたため、原告文と●が一日おきに当直するという体制で運営されていた。

収容者数は、約一五〇〇名で、原告文が勤務し始めた頃は、男性も若干数

いたが、男性はアンバラワに移送され、後には婦人と子供だけとなつていた。収容者達は、自治組織をつくり、自治会長の指導の元で自炊をして生活しており、俘虜収容所とは異なり、ゆるやかな管理体制であつたと言うことができる。

(3) 第五抑留所における抑留者と原告文

原告文が勤務していた第五抑留所の収容者には、当初（一九四四年六月頃）作業は強制されなかつたが、当初の監視員としての契約期間である二年間が経過した同年七月頃から、分遣所長からの命令により、五〇〇坪ほどの土地を確保して、農場を作り、そこでの農作業が課せられるようになつた。

実際、スマラン関係のコリアンガードで、戦犯とされたのは全て、この農作業に従事させた抑留所に勤務していた者であつた。

原告文の右抑留所における主たる仕事は、日報の作成や農場の観察等であり、直接抑留者と接触する衛兵勤務や農作業の監督は、インドネシア人兵補が担当していた。ただ、抑留者の自治会長に指示をしたりすることは、本来所長の役割であったが、新地所長は、現地語を全く話せなかつたので、言葉のできる原告文は、所長に代わつて、抑留者の自治会長に対して、指示を伝達する役割を持たされており、これが、後に戦犯の容疑をかけられる原因ともなつたのである。また、原告文は、抑留者に対しても、決して暴力を振るうような虐待行為をしたことはなかつた。それどころか、抑留者で小児科医である婦人に頼まれて、スマラン市内の薬屋まで薬を買いに行く等、抑留者のためにできるだけの事はしていたのである。原告文は、この抑留所勤務時に多くの暴力、虐待行為を働いた、ということで戦犯に

されたが、実際に同人が、暴力をふるつたのは、抑留者の子供が、年上の原告文を「お前」よばわりして同人を侮辱したとき及び体操のときに、何回言つてもある女性の抑留者が同人の指示に従わなかつたときの一回だけであり、それも、ビンタとかではなく、足を叩いた、という程度のものであつた。

（六）スマラン以後日本の敗戦までの原告文の勤務状況と高麗独立青年隊の反乱

（1）一九四四年一一月、コリアンガードに対する再教育が行われることになり、原告文は、第一分遣所からは、人手不足もあつて、原告文が、代表という形で参加することになつた。日本軍がコリアンガードに対して再教育を行うに至つた事情は判然としないが、飛行場建設に多くの俘虜に

労役を強制させて多くの死者を出したアンボン島などから、生き残りの俘虜を引き揚げさせ、バンドン等の収容所に収容したが、引き揚げてきたコリアンガードの中に不穏な動きや、悪いことをする者が出でたので、これをなくする目的があつたようである。

この当時は、すでに南方では日本軍の敗色が濃く、また約束の一年の期限も経過していたので、コリアンガードの不満が高まつていたことは十分窺われ、彼らの反乱を防止する意図があつたことは間違いない。

(2) コリアンガードに対する再教育は、スマランに近いスマウォノで行われた。この再教育は、過酷をきわめ、集団戦闘訓練や、敵戦車の下に布団爆雷を抱えて突撃する訓練まで行われた。かかる訓練は、コリアンガードを含めて、日本軍が玉碎することを前提として行われたことは明らか

である。コリアンガードにとつては、自国を收奪支配している他民族のために玉碎を強制させることを意味するのであるから、彼らの中には、これに動搖し、かつ不満を抱いた者も多々いた。そして、この再教育参加者の中から、高麗独立青年隊が結成されたのであるが、原告文は、全くこのようないきとは関係なく、その結成の事実すら知らなかつた。

(3) 原告文は、二カ月間にわたる再教育の後、抑留所に戻つたが、ガランパナスの第五抑留所はすでに閉鎖されており、同人は、第一分遣所で、経理の仕事に従事した。

この頃(一九四五年一月)、いわゆるアンバラワ事件が勃発した。同事件は、アンバラワに勤務していたコリアンガードが、タイ俘虜収容所勤務を日本軍から命じられたことをきっかけとして、前記高麗独立青年隊のメン

バーを中心として、反乱を起こしたという事件である。

原告文は、同事件の鎮圧のために日本人憲兵に引率され、警備に駆り出された。原告文は、この時、「(反乱者を) 発見次第、射殺せよ。」との命令を受けており、自らを支配抑圧している日本軍のために同胞に銃を向けなければならぬことになってしまったのである。結局、反乱グループは自殺したため、原告文は、同胞に銃を発射することはなかつたものの、このような事実は、条理の推考にとつて、きわめて重要な事実であると思量する。

(4) その後、原告文は、一九四五年四月、ジャワ東部防衛隊に転属させられ、壕を掘る作業等を現地住民の苦力を使役して行つていた。

原告文は、ジエンベルへの移動中のボジヨネゴロにおいて、日本の敗戦を知り、部隊長に仲間の元に返してくれるよう頼んだが、拒否されたので、

他のコリアンガード数名とともに、部隊を離れて、スマランに戻り、抑留所関係者を中心にして結成された朝鮮人民会に入会し、復員を待つこととなつたが、一九四六年二月一八日、戦犯容疑で逮捕されたのである。

6 逮捕、拘禁、裁判の実情

(一) 逮捕、拘禁に至る経過

原告文は、八〇名ほどのスマランの朝鮮人民会員とともに、廃校になつた学校に居住し、復員を待つていたが、一九四六年二月一八日、イギリス軍が来て、原告文らに対し、「日本へ帰してやるからトラックに乗れ」と指示をし、原告文らはこれに従い、近くの波止場に連行された。右波止場において、イギリス軍は、原告文らに対して、履歴を書いて出すよう指示をした。その結果、原告文のように抑留所と俘虜収容所に勤務したことがある

者は、全員そのままスマラン刑務所に収容された。その段階では首実検は行われなかつたが、その一週間ないし一〇日後、原告文は、ジャカルタ市内のグロドック刑務所に移された後、首実検が行われた。

首実検は、原告文らスマラン抑留所の関係者を並ばせ、元の抑留者が行つたり来たりして顔を確認するという形で行われた。この首実検においては、戦犯に指名された者はおらず、原告文を含む四三名は、右グロドック刑務所に移監されてから六ヶ月後に釈放された。その後、原告文らは、三カ月間、イギリス軍の弾薬庫建設の作業隊員として稼働させられた。

その後、戦犯警察の手により、原告文のみが逮捕され、一九四六年（昭和二一年）九月か一〇月頃チ・ピナン刑務所に連行された。

(二) 取調べの状況等

チ。ピナン刑務所に再収監された原告文は、以後半年間ほど、首実検も取調べもなかつたが、昭和二三年八月頃に、四回位、女性による首実検を受けた。なお、この時、原告文が、抑留所時代に薬を買つてきたことのある抑留民の女性の小児科医が、首実検に参加しており、原告文に有利な証言をしているが、これが、後の戦犯裁判に証拠として提出されることはなかつた。

原告文に対する取調べは、民間の服を着たオランダ人が、日本人の通訳を連れてきて一日位かけて行われた。原告文の被疑事実は、第五抑留所時代の食料品不足、医薬品不足、収容人員過剰で悪い環境に抑留者をおいたこと、故意に断水をして、抑留者に不利益をかけたこと等であったが、これらは、すべて、軍の末端に位置する原告文の責任に帰することはできない

性格のものばかりであった。また、原告文は、抑留者に暴行し、人糞を踏ませたという容疑もかけられていたが、当時の抑留所は、下水道が完備された水洗トイレであつたので、そもそも人糞 자체が存在しなかつたし、暴行についても、前述したように到底暴行と言えるほどのものではなかつたのである。

(三) 原告文に対する戦犯裁判の状況

原告文に対する取調べが終了して一ヶ月後、同人の元に起訴状が送達され、その一週間後に公判期日が指定された。

原告文に対する裁判は、実質一回、一時間弱の審理で終結された。原告文についた日本人弁護士は、原告文との面会すら行つていなかつた。また、通訳は、オランダ語で展開される裁判の一部しか通訳せず、原告文にとつ

ては、どの様な内容の審理が行われているのか殆ど理解できない状況であった。

裁判官（オランダ人）も、原告文が、人糞の件について、否認すると、あからさまに不快感を表す、というような状態であつて、原告文の防衛権の行使は実質的に不可能であつた。

このような状況で、原告文に対して、懲役一〇年の刑が言い渡されたのである（後、六カ月の減刑がなされている）。

オランダ人は、インドネシア現地において、現地民に対して、厳しい差別収奪を行つていたので、この利権を奪つた日本軍に対する報復的感情がきわめて強く、原告文に対する裁判は、まさにこのような報復裁判的色彩のきわめて強いものであつたのである。原告文が、日本の植民地化されてい

た朝鮮の出身であつて、軍の中でも最下層の軍属であり、軍において、何らの権限も持つていなかつたことについては、裁判官は十分認識していたのであるが、これらの事情は一顧だにされなかつたのである。

7 受刑の実情

(二) 原告文は、以上のように、一九四六年二月一八日逮捕され、戦犯裁判で一〇年の拘禁刑が確定した後、一九五〇年一月に巣鴨プリズンに移送されるまでの約四年間、主としてジャワ島にあるチビナン刑務所（当初は、グロドッグ刑務所）において拘禁された。

同刑務所での生活は、オランダ軍の報復感情の強さもあつて、原告金●●、同尹●●と同様、きわめて苛酷なものであつた。同刑務所においては、朝食がビスケット一枚きり、ということもままあつたため、原告文は、常に

飢餓状態に晒され、排便が二週間以上もないというような状況の中で、二

四歳から二八歳という人生の中で最も貴重な四年間を送らされたのである。

(二) 同刑務所では、労役作業が行われており、原告文は、ブリキ部に所属していたが、同部には、一九九一年八月二一日に、下総療養所で、重度の精神病を患つたまま、回復することなく、息を引き取った李●●も所属していた。

右季は、昭和一二三年頃、原告文とブリキ作業を行つてゐる最中に、突然発病し、監房の方に走りだし、そのままうずくまつて何も話さなくなり、以後没するまでの四〇数年間にわたつて、回復することはなかつたのである。

原告文は、この状況をつぶさに目撃しているものであるが、精神に障害をきたすほどの苦痛を被つたのは、右季のみではなく、本件原告を含めた戦

犯とさせられたコリアンガード全員であり、その責任は紛れもなく、被告国にある。

8 出所後の生活の実情

(二) 原告文は、一九五一年（昭和二六年）八月八日、仮釈放となつた。これは、他の原告らと比較しても、早い時期での出所であったが、それは、また時期が早かつた故の想像を絶する苦労の始まりでもあつたのである。

原告文が出所した時、同時に日本人戦犯の者六名が出所した。彼らは、家族や親戚の者が多数出迎え、万歳が連呼され、大騒ぎであったが、原告文らにとつては、出迎えの者もまつたくなく、全く見知らぬ異国である日本の地に一人放り出される人生最低の悲しい日であった。原告文は、この時の寂しさ、不安からか、今でも年に三、四回、この時のことを見ることを夢に見る

である。その度に、悲しい憂うつな気持ちに襲われる原告文に対する被告の責任は重い。

(二) 原告文が、出所時に日本政府から受け取った物は、海軍の水兵服一着、短靴一足、外食券一〇枚と交通費一〇〇円のみであつた。

(三) 原告文は、身元引受先である清風会の寮に落ち着き、同年九月一日から、●●タクシーという会社の内勤として勤務し始めた。この時の給料が月七〇〇〇円であつたが、内一五〇〇円が交通費として、四五〇〇円が寮費として使われたので、当直時の食事にすら困るほどの窮状であつた。風呂も寮の庭の散水栓を使用するという状態で、とても祖国に帰国するとか、結婚するとか言うことが可能な状況ではなかつたのである。

一九五二年（昭和二七年）四月、●●タクシーが倒産し、失業したが、同

じ元戦犯の同僚であつた●●●より、●●タクシーの運転手としての仕事を紹介され、同社に就職したが、その生活は前と殆ど変わらず、やつとの思いで生きて行けているという状態であつた。

同年九月から、原告文は、その語学力も幸いして、外国人も宿泊する新宿のホテルの支配人をしたり、横須賀の食堂のマネージャー等を勤めた。その後、原告文は、一九五六（昭和三一年）から飲食店を開業し、少しづつ生活も安定していった。

現在は、糖尿病を患い、飲食店業を引退し、無職となつている。

（四）原告文は、チビナン刑務所時代に、精神を病んだ前記李●●の他、結核を患っていた●●●（以下、「●●」という。）とも懇意にしていた。

●●は、スガモプリズン仮釈放後も、結核のため、清瀬病院に入院してい

たが、同病院退院後、昭和三年、生活苦に絶望して自ら命を断つた。

また、原告文は、昭和三年当時、神奈川県横須賀市内に居住していたが、近くにやはり元戦犯者のコリアンガードで、結核にかかっていた●●●（以下、「●●」という。）が居住しており、懇意にしていた。

●●は、昭和三一年頃、再び結核が悪化し、原告文が車を運転して、横須賀の国立病院に入院した。この時も、十夫は、きわめて貧困な生活を送っていたにかかわらず、国籍が日本ではないということで、医療保護の措置をとることを行政からいったんは拒否され、原告文の尽力によつて、やつとのことで医療保護が受けられた、という状態であった。

原告文は、自らが、貧困の極みにあつたときから、右●●や●●の見舞いを欠かさず続け、彼らの思いや状況を詳しく知る者である。それだけに、

原告文は、日本の戦争責任を肩代りさせられ戦犯にさせられたあげく、異国である日本の地に無一文で放り出され、精神を破壊されたり、自らの命を断たねばならなかつた前記●●や●●の思いをも背負つて、本件訴訟を提起したのである。

9 おわりに

原告文においては、当初の契約期間である二年間を経過した後における、本来の白人俘虜監視という業務以外の民間人に対する抑留所勤務時の件で戦犯にされた。

また、同人は、一九五一年八月という早い時期に仮釈放され、無一文で異国の日本に放り出されて、それこそ辛酸の極みを経験せざるを得なかつた。その中で、同じコリアンガードで戦犯とさせられた●●の自殺、李●●

の回復することのないままの死を迎ねばならなかつた。

原告文は、本裁判の冒頭で、野口部隊に入隊する朝、家族との別れの情況を次のように述壇している。

六月一一日家を出発する朝、祖父母、父母、叔父、叔母、兄弟姉妹、従兄含わせて一五人程で送別の朝食会を催して貰つた席で、祖父が真先に啜り泣きながら『俺の歳はもう六八歳だ、二度と会えないかもしけない』と云つたとたん全員が啜り泣きに変わり、誰一人として箸を動かす者は無くお通夜の場のようでした……約束の二年後には親族の者に会えると言ふことであつたのに、とんでもないことになり、私だけでなく家族皆の人生が狂つてしまつたのです。

原告文は、原告本人尋問を完結することなく病床に伏し、入退院を繰り返

している。

六 原告朴●●の事実経過

1 はじめに

原告朴●●（コウダ・ナツオ・当年八三歳・以下本項においては、単に原告朴という）は、一九二三（大正元）年一月一五日、日本の植民地支配下にあつた朝鮮の忠清北道鎮川郡板谷面沙松里（本籍）で、小作農民の父母の長男として出生した。

一九四〇年一二月一日施行の創氏改名により、右本名を奪われた原告朴は、日本名大川●●を名乗らされた。

一九四二年八月一九日、日本軍の傭人として、俘虜監視員とされた原告朴は、ジャワ俘虜収容所に配属された。

日本の敗戦の翌年、一九四六年四月一三日、原告朴はオランダ軍によつてBC級戦犯容疑で逮捕され、一九四八年二月オランダ軍事法廷で一五年の拘禁刑を宣告され、一九五四年三月一八日仮釈放されるまで、この間二一八九七日・約八年間、身柄を拘禁された。

2 皇民化教育の実情

原告朴は、一〇歳の頃、公立学校である普通小学校に入学したが、三学年から日本人の教師が増え、アイウエオを教えられ、日本語教育を強制された。

そして、日本人の校長末広から朝礼の際に、日本は世界的に優秀な国であると教えられ、皇居遙拝および御真影（日本國天皇皇后の写真）に拝礼することを強制された。

未だ自我の確立されていない朝鮮少年であつた原告朴は、右学校行事に疑問や反発も感ずることなく次第に「皇民」意識を植えつけられていった。

3 白人俘虜監視員として動員された経過

原告朴は普通小学校へ四年間通学し退学したあと、父母の農業手伝いをし、一六歳の時ソウルの商店で丁稚奉公をしていたが、二〇歳の頃から、都庁所在地鎮川の日本人経営佐藤商店に就職し、前後五年間同商店に勤務した後、前記出生地で父母および弟と共に小作農に従事していたところ、駐在所の広瀬巡査部長から俘虜監視員募集の話をきかされ「行つたらどうだ」と強く言われた。

原告朴は、右日本人経営の商店に勤務したことから日本語が上達していくので、同巡査部長から常日頃使い走りなどを命じられていたが、同巡査は

常に高圧的态度であり、また子女をてごめにするなどの暴挙を繰り返し村民から恐れられていた。当時の日本の植民地朝鮮の小さな村における駐在所の日本人巡査は横暴を極めたが朝鮮人はこれに反抗することはできなかつた。

原告朴は右巡査部長の俘虜監視員になつてはどうかとの言葉に逆うことができなかつたうえ、当時既に日本軍の「強制」による志願兵制度があり、また徴兵制度の発足間近かの時期であつたことから、原告朴は俘虜監視員になることにより兵役を逃れるため、また家族で耕作している小作農地は狭隘で一家の生活が困窮していたことに乘じた広瀬巡査部長から「監視員の契約は二年、給料は五〇円でその半分を毎月家に送金すれば、家の生活も楽ぢやないか」などといわれ、当時既に婚姻し二歳の息子があつた原告

朴は、家族の生活を支えるため、右巡查部長に強くいわれるままに俘虜監視員となるに至った。原告朴が南方へ行くことについて父も母も「女房」も妹も泣いてばかりいた。

4 初年兵教育の実情

一九四二（昭和一七）年六月一二日、原告朴は釜山の野口部隊イの一四小隊に配属され、一ヶ月にわたり、日本の初年兵教育と同じ厳しい訓練を強制された。

朝六時起床、夜八時点呼、九時消灯までの間、神経質な上等兵から点呼に少し遅れるなどしただけで理不尽にも上靴で殴られ、根性入れるということだけのこととで恨みのない者同士を互いに殴らせる対向ビンタは耐えられないものであつた。

5 俘虜収容所勤務等の実情

(一) アンボン島における日本軍の俘虜政策の実情

(1) 一九四二（昭和一七）年八月一六日、原告ら監視員は釜山港から貨物船ブリスベン丸・三〇〇〇トンに乗せられ、門司港、台湾基隆港、高雄港、シンガポール港を経て、同年九月一四日ジャワのタンジョンブリオク港に上陸し、ジャワ俘虜収容所本所に集結、原告朴はジヤカルタ総分遣所（分所と同格）に配属され、同所の第一分遣所（曾根分遣所長）で歩哨の任務につかされたなどした後、翌一九四三（昭和一八）年八月、派遣第三分所（本部所在地はハルク島・分所長阿南中佐）の第一分遣所（所長塩沢大尉）に配属され、アンボン島のリアンで飛行場建設の突貫工事に使役される七〇〇人ないし九〇〇人の白人俘虜の監視を命じられた。

(2) 日本軍飛行隊に使役される俘虜の飛行場建設作業は苛酷を極めた。

すなわち、同島は珊瑚礁の一種で固い地面であるにも拘らずブルドーザーなどの工作機械はなく、道具といえばつるはしとスコップだけであり、俘虜はその固い地表をつるはしで堀り、スコップですくい、二人一組となつて担架に載せて運び地ならしをし、ヤシの木一本掘り除くのに一週間ないし一〇日かかり、灼熱の太陽が珊瑚礁の海岸に強く反射するため目を悪くする俘虜も続出した。

(3) 食糧は、当初はジャワ島から船で輸送できたものの連合軍に制空権、制海権を奪還されジャワからの補給が途絶えると、自給自足が困難なアンボン島の食糧事情は悪化の一途を辿り、俘虜は栄養失調となり、心臓脚気となり、またマラリア、赤痢など熱帯病が蔓延したが、医薬品は欠乏

し、一日に多いときは一三名もの俘虜が死亡し、アンボン島で俘虜二、三百人が死亡したといわれる。

こうして、死亡した俘虜の取扱について原告朴は次のように供述している。
その死んだ捕虜は埋葬できたんですか。

そのすぐ近くの山に、そんなにたくさん死ぬものだから、毎日軽作業の俘虜を何人か出して、掘るんですよ。そうすると、それが間に合わないんですねよ、たくさん死ぬものだから。それだから、あまり死ぬと、全部完全に掘れないまま、これを埋めるわけですよ。

そうすると、地面の外に盛り上がりつたりする捕虜が出てくるわけですね。

そうですよ。それだから、そのときに捕虜が、私らに、埋めにいくと、そんな埋めかたをすると、マレー語で犬をアンジンというんですよ、アンジ

ンが来て、それを掘つて、食べるんだと。

よく埋めておかないと、犬が来て、その捕虜を食べると。

そうです、それで泣きながら我らにそれを訴えたことがいっぱいあります。熱帯のことですから、死体の臭いとか。

いや、もうそれは。ただ、我らのいる衛兵所とか住まいとはちょっと離れてますから、直接はしないんですが、そこの近くに行くと、ものすごくするし、ハエがいっぱいかるしね。

日本軍の非人道的俘虜政策を如実に象徴する光景がここにある。

(二) アンボン島リアンからジャワへの撤退政策の実情

(1) 一九四四（昭和一九）年六月、朝鮮での監視員採用後二年の約定

期間が経過する頃、連合軍の地上への空襲が始まり飛行場は完成しないま

ま、生きるか死ぬかの間際で日本軍はアンボン島のリアンを棄てジャワへ撤退策を執ったが、日本軍は連合軍に既に制空権も制海権も奪還されていたので俘虜は分散し、原告朴は二〇〇名の俘虜と共に同島を船で脱出したが、バンダ海をジャワへ直行するなら連合軍の襲撃を受けるのは必定なので島伝いに何日か西に向いセレベス島の傍のムナ島に辿り着いたがその先是危険で動けなくなり、同島に約一年間滞留した。

同島での食生活は最低で、野菜はなく、水牛のような動物をたまに捕まえたり、大蛇を捕えて大きなドラム缶で煮たりした。俘虜は殆どが病人であった。

(2) 同島に滞留中の一九四五（昭和二〇）年初め頃、二〇〇トンの木造船に病気の俘虜一〇〇名余りを乗せジャワへ向い出発したが、これが大

惨事になつた。

出発後五時間位して連合軍のPC一八型戦闘機の機銃掃射を受け、原告朴も背中に銃撃を受け、倒れる際に前歯四本を折るなどの戦傷を負つた。

更に、船は焼夷弾攻撃により燃失・沈没し、乗員は全員海に飛び込み、板などにつかまつて漂流したが、その際、板に捕まるうとした俘虜を振り払う者もあつた。原告朴は前記重傷を負つていたので仲間が救命具をつけてくれ、海へ飛び込んだところを仲間二、三人が板に乗せてくれた。七、八時間漂流した後に日本軍の船に救助され、ムナ島に逃げ戻つた。傷は化膿し、三ヶ月ないし四ヶ月は三角巾で腕を吊つていた。原告朴にとつて今まで想像すると、ぞつとする当時の悲惨であつた。

(3) 一九四五(昭和二〇)年八月、ムナ島を船で再出発しセレベス島

を経由してジャワのスラバヤに上陸した。

この間、セレベス島のワタンボネに一日滞在した。その際、原告朴は衛兵所において、仲間の●が逃亡しようとして暗い所にいた俘虜に体罰を加えていた所に出会い、俘虜が逃亡したらコリアンガードの責任になるので、●に加勢して体罰を加えるということがあった。これが後に戦犯として問責される原因となつたと推測される。

翌日、同所から俘虜と共にトラックに七時間乗り、マカッサルに行き、そこで俘虜を全員海軍に引き渡した。

(4) その後、同所から船でジャワに向かいスラバヤに上陸し、同所で原告金●●に出会い終戦になつたと聞いた。

6 逮捕・拘禁・裁判の実情

(二) 原告朴は、スラバヤに上陸後、汽車でバタビア（現在のジャカルタ）に向かい、英軍の指示でコリアンガードだけバタビア朝鮮人民会に集められた。同会には海軍軍属や慰安婦の外に、新聞記者等種々の職業人が千数百名位いた。原告朴らはバタビア飛行場で英軍に使役されたこともあつた。

一九四六年（昭和二二年）四月頃、朝鮮人民会の人々と共に帰国船に乗り、タンジョンブリオク港を出発したが、シンガポール埠頭に着くや原告朴らコリアンガードだけがチヤンギー刑務所に収容された。

原告朴は、連合国軍による戦犯追及が始まっているという噂は聞いていたが、コリアンガードは、日本軍の命令に従つていただけであるので自分たちが戦犯になるなどとは思つてもいなかつたのでショックを受けた。

(二) チヤンギー刑務所で未決囚として収容されている間、オランダ軍の元俘虜であつた監視員らから、前記日本軍の俘虜政策によつて虐待を受けたことの報復としての種々の虐待を受けた。彼らは、同刑務所の正門から監房までの十幾つの扉毎に棒を持つて立つていて、走れといわれて走ると叩かれるなどした。また、食糧はわざと死なない程度のギリギリのものを与えられ苦しめられた。

(三) 原告朴は同刑務所で元俘虜により一〇回以上の首実検を受けたが一度も指さされたことはなく、また見覚えのある顔の俘虜はいなかつた。

その後、原告朴はバタビアのチ・ピナン刑務所に移管されオランダ軍事法廷で裁かれたが、被疑事実・起訴事実は正確には分らなかつた。日本人戦犯の鬼倉元法務官によると、同人の弁護人から知らされたようであるが、原

告朴の告訴状は四通あり「朴は非常に良い人間で患者に食べ物をやつた」という記述もあつたというが、「朴が俘虜に暴力を働いたということを聞いたことがある」旨の記述があるものが二通あつたということである。しかし、「朴に叩かれた」という俘虜の告訴状はなかつたということである。前記セレベス島ワタンポネの衛兵所における俘虜に対する体罰が問責されたものと推測されるが明確ではない。

一九四八年（昭和二三年）初めに審理が行われ、一ヶ月後の二月二五日に判決があり、一五年の拘禁刑が言渡された。

裁判は●、●、朴、●の四人の合同裁判であつたが、四人まとめて一時間で審理は全て終つた。オランダ語の通訳はいたが十分な通訳はして貰えず、日本人の弁護人がいたが、殆ど弁論してくれなかつた。

四人の中には死刑となつた者は一人もおらず、前記●が求刑二〇年で判決一八年、●が求刑一八年で判決一五年、原告朴と●が求刑一五年で判決も一五年の各拘禁刑であつた。

日本人戦犯者についてみると、第三分所関係の俘虜の死者が非常に多かつたためか、阿南分所長、原告朴らの隊長上田大尉、島田軍医など多数の刑死者が出たが、既述のとおり日本軍が俘虜を酷使したために、その命令に従つていた原告朴らコリアンガードも当該戦争犠牲を被るに至つたのである。

(四) なお、原告朴は、原告卞●●の父卞●●と同じ監房に収容されていたが、死刑の求刑を受けた同人は死刑判決を覚悟して、やすりで監房の格子を切つて逃亡を企てたが発覚し、その場でかみそりで腹を切つて自殺

を囮つたが死にきれず、取り押さえられ、飛び出した腸を日本軍の小林軍医が縫い合わせ一命を取り止めたことがある。しかし、同人は、結局死刑判決を宣告され一九四七年（昭和二二年）九月五日刑死した。右事実により原告朴は精神的衝撃を受けた。

7 受刑の実情

(一) 原告朴は、判決後同チピナン刑務所で服役することとなつた。コンクリートの雑居房で二二人位で寝起きたが、午前六時起床、八時から午後四時半まで所内の木工所で労役に服した。

(二) 一九五〇年（昭和二五年）、タンジョンブリオク港から船でシンガポールを経由、同年一月二三日横浜に上陸し、米軍のトラックでスガモプリズンに連行された。所内ではパレット（運搬用の敷板）製造作業や水

耕栽培などの労役に服した。

(三) 朝鮮動乱をラジオで知り、祖国の家族の安否が気づかわれ帰りたくてしようがなかつたが、どうすることもできず、あせるばかりであつた。後日、弟は朝鮮動乱のときに行方不明となつたことを知つた。

しかし、講和条約により、正式に戦争状態が終われば戦犯も釈放されるだろうと希望を繋いで生き長らえた。

(四) ところが、サンフランシスコ講和条約発効後も釈放されず、原告朴も人身保護法による釈放請求訴訟を提起し判決に期待したが棄却され、日本の裁判所の判決というのもこんなものかと思い失望落胆した。

その後、日本人戦犯は盛んな出迎えを受けて出所して行つたが、コリアンガードは取り残された。

8 出所後の生活の実情

(一) 一九五四年（昭和二九年）三月一八日、仮釈放されたが、行先がなかつたところ、中野区江古田の更生委員元村●●の計らいで寮に居住し、済州島出身者が經營する日暮里のゴム長靴加工工場に通つた。

その後、篤志家今井医師夫妻の資金援助を受けた同進会の努力で一九六〇年（昭和三五年）から●●交通の運転手となり、一九八〇（昭和五五）年まで勤続した。

(二) 援護法の不適用

朝鮮半島から南方へ動員され、身寄りのない日本社会での生活を余儀なくされ、生計を維持する辛苦に耐えていた戦傷者である原告朴に対し、援護法（戦傷病者戦没者遺族等援護法）の適用もなく、原告朴は既述のムナ島

近海での空襲による戦傷の治療も十分に受けることができなかつた。すな
わち、スガモ。プリズンで服役中は、戦犯仲間の若松元軍医の治療を受け、
仮釈放された頃若松が紹介してくれた病院において好意的に治療してくれ
たが、援護法の適用がなく患者負担の治療費を支払うことができなかつた
ため、同病院担当者から「あんたは厚生省に行つてみなさい」といわれ厚
生省へ出向いたが、同法の適用は受けられず治療を諦めるに至つた。

(三) 妻の自殺

スガモ。プリズンに服役中、既にジャワで釈放され帰国した同郷のBC級戦
犯●●●からの手紙で、祖国の父と妻が亡くなつたことを知らされた。そ
の死亡時期は、原告朴がチビナン刑務所にいた頃に当たる。ただ、妻がど
ういうことで死亡したかは右手紙に記述されていなかつた。そこで、朴は、

詳細を知りたくて●に手紙を出したが返事は来なかつた。

一九六二年（昭和三七年）頃、原告朴は一時帰国したが、その際母と妹から、父が死亡する以前に妻は貯水池に身を投げて自殺したことを告げられた。その時期は一九四八年（昭和二三年）一二月二七日であり、原告朴が日本の戦犯として有罪とされ拘禁刑一五年の判決言渡しを受けた同年二月二十五日の一〇か月後であつた。

原告朴が日本の戦犯となり、一五年の刑になつたことは赤十字社から役所を通じて知らされたという。妻は半氣違いになり雨が降る夜中、突然いなくなり、母は忠清北道から一〇〇キロも離れた南道の妻の実家まで歩いて捜しに行くなどし、家族皆で捜し回つたが見つからず、大分日が経過して諦めようとしていたところ、地元警察へ一〇キロ離れた鎮川邑内の警察か

ら死体が浮いたので確認に来るよう電話連絡があり、その死が確認されるに至った。

（四） 対日協力者「戦犯」に対する蔑視

原告朴は妻の自殺の動機について次のように述懐している。

自殺した妻の気持ちを考えると本当にやりきれません。韓国が日本から解放されて、日本に協力した者は指をさされたりしているうちに、戦犯になつたわけですから、ざまあみろ、とみんなから爪はじきされて、いてもたつてもいられないでしようし、息子を二歳の時から父親のないままで育てて、その時は九歳になつていたのですが、これから先どうして生きていくか絶望したのだと思います。實にかわいそうなことをしたのですが、それ以上に苦労しなくてすんで、それが良かつたかも知らんときえも思います。

右原告朴の述懐が正鵠を得てていることは、次の各事実に照らしても自明である。

(1) 原告朴が戦犯となつたとき家族が嘆願書を作り地方の有力国会議員のイーチュンハンに署名を依頼したところ、同議員から、そういう悪いことをした者に対し協力はできないと断わられた。

(2) 原告朴と弟の共通の昔の親しい友人までがグループで来て、家族に対して「お前の家は悪いことをして」とか「お前の息子は対日協力者で悪いことをした」などと正月や盆にまでいいがかりをつけにきたりした。

(五) 永住帰国

原告朴は十年前に、在日中に婚姻した妻と共に韓国に永住帰国し、ソウルに近い仁川のアパートに居住している。永住帰国の主な理由は●●交通に

長年勤務していたことから、月額一〇万円程度の厚生年金の受給資格を得たものの、同額では日本での生計を維持できないが、韓国では物価が安いので右厚生年金の送金を受けて何とか生活できるからである。

9 おわりに

原告朴●●は、当年八三歳の高齢であり、自分が日本の戦犯とされ民族の裏切者と目された故に、周囲から白眼視された妻が貯水池に投身自殺したあの過去の日本の戦争による悲惨を背負つて証言台で次のように述懐している。

私は一生を日本国のために捧げたのに、……うちの女房は若いのに自殺までして、家庭が全滅されたんですからね。それは家庭で若い嫁が、ただ病気で死んでもあれなのに、自殺をするということは、その家庭は全滅なん

ですよ。そうなつたことに對しては、私は今でも寝るにも寝られません。

私は今考えてみると、自分ほどばかな者はいないといって後悔をします。そして、原告朴は、「俘虜監視員をさせられ、日本のために利用されながら、無知で反抗もせず、従順すぎた自分はばかだった。そういう教育を強制した日本を怨むというか、自分の無知に腹が立つというか、悔しい」旨述懐しているのである。

このような原告朴の精神的苦痛は戦後五〇年の今なお癒されていないうえ、原告朴は、本裁判の冒頭で訴えていたように、ムナ島海域での空襲により重傷を負い、その後遺症により毎日の苦痛に耐えられない状態にいるのである。

七 原告朴●●の父朴●●の事実経過

1 はじめに

原告卞●●（ビヨン・●●●●●）（当時五四歳。以下本項においては、原告卞という）の父故卞●●（ビヨン・●●●●●）。以下、「本人卞」という）は、一九二〇年四月二六日（戸籍上は、同年六月一日）、日本の植民地支配下にあつた朝鮮の忠清北道清州郡（現在は清原郡という）北一面飛上里（本籍）で、農業を営んでいた父卞●●（ビヨン・●●●●）および母●●●（●●・●●●）の間の長男として出生した。一九四〇年二月一日施行の創氏改名により、右本名を奪われた本人卞は、日本名柏村●●又は柏村●●を名乗らされた。

一九四二年八月一九日、日本軍の俘虜監視員とされた本人卞は、ジャワ俘虜収容所に配属された。

日本の敗戦の翌年、一九四六年四月九日、本人卞は、オランダ軍によつてBC級戦犯容疑で逮捕され、一九四七年五月オランダ軍事法廷で銃殺刑の判決を宣告され、同年九月五日チピナン刑務所（甲一一一にグロドック刑務所とあるのは、誤りと思われる）において、銃殺刑の執行を受け、二七才で死亡した。この間、銃殺刑の執行を前にして、一四九日間身柄を拘禁された。

原告卞は、本人卞と同人の妻である洪●●（ホン・●●●●）。以下単に洪という）との間の長男として一九四一年四月九日忠清北道清州郡北一面飛上里（本籍）において出生した。本人卞の死亡時（一九四七年九月五日）には、同人の妻であり原告卞の母である洪と本人卞の唯一の子である原告卞とが、共同で本人卞の一切の権利を相続承継した。その後、一九八五年

一月三〇日（戸籍上は、一九八七年一月二一日）同洪の死亡により、洪が本人下より相続承継した一切の権利を洪の唯一の子である原告下がすべて相続承継し、その結果、原告下が本人下の権利の唯一の承継人となつたものである。原告下は、現在、大韓民国（以下、「韓国」という）に在住し、韓國忠清北道立●●農工高等学校の教師として同校において畜産についての教鞭をとつている。

2 皇民化教育の実情

日本政府は朝鮮民族に対する「皇民化」政策を実施し、皇國臣民の誓詞を制定し全朝鮮人にその斉唱を強制した。小学校や中学校でも毎朝朝礼のときには「君が代」斉唱と神社参拝、宮城遙拝を強いられ、右誓詞の斉唱をさせられた。本人下は、多くの同世代の同胞とともにこのような環境の中で

精神形成され、「皇民」意識を植えつけられていった。また、朝鮮語教育の全廃により言語を奪い、日本の皇民化政策によつて徹底的に隸属せしめられていった。

3 白人俘虜監視員として動員された経過

本人下は、一九四二年当時、すでに父下●●は亡く、祖父下●●（ビヨン・●●●●）とともに家業である農業に精励するとともに、村の青年団の団長としても活躍するという前途有為な青年であつた。本人下は、同年、郡守、面長および駐在所の所長から俘虜監視員として「軍属に行つてこないか」と告げられた。当時の朝鮮半島は、日本の支配下にあり、権力をふるつていた日本人の警察の駐在所長の言うことに逆らうことは不可能に近かつた。本人下が家族に相談したところ、戸主である右祖父から、「行かねば

なるまい。もし行かないと家族の食糧配給が受けられなくなり、お前も捕まえられて行くざまになるだろう。どうせ行くほかない運命なのだから行かねばならない。」と言われ、俘虜監視員たる軍属（傭人）をやむなく「志願」した。

軍属としての雇用の契約期間は二年間であった。本人卞は、一才二ヶ月の幼い原告卞●●に「お前が三つになつたら帰つてくるから」と言いおいて妻や愛児（卞●●）との別れを惜しみながら出発した。

4 初年兵教育の実情

本人卞は、一九四二年六月一二日に家を出立し同日は清州に泊まり、翌日特別列車で清州を立ち釜山に向かつた。釜山到着後、直ちに釜山西面の野口部隊に入れられ、他の韓国・朝鮮人俘虜監視員らと同様、日本人兵士に

対する初年兵教育と同じ厳しい軍事教育訓練を受けた。厳しい訓練の後同年八月一九日ころ釜山から船に乗せられ、台湾、シンガポールを経て、約一ヶ月後ジャワに到着した。

5 俘虜収容所勤務等の実情——日本軍の俘虜政策

本人下は、同年八月三〇日ころジャワ俘虜収容所スラバヤ第三分遣所に俘虜監視員たる軍属（傭人）として配属された。当時のジャワは、日本軍の占領後間もない頃であった。本人下は、第三分遣所では、俘虜監視の業務に従事させられた。野口部隊で面識のあつた●●●（日本名は●●●●という）とは同じ第三分遣所に所属したが同人は本部の勤務で総務、庶務關係を担当していた。

第三分遣所には約二、〇〇〇人程度の俘虜が居たが、そのうち一部は泰緬

鉄道建設現場へ連れて行かれたり、また他の一部は日本へ連れて行かれた
りした。約一年後、約三〇〇名ないし四〇〇名が飛行場建設のためフロレ
ス島へ連れて行かることになり、本人卞および●●●らはこれらの俘虜
をフロレス島へ連れていく任務を命ぜられ俘虜とともにフロレス島マウメ
レに移動し、そこでさらに約一年間俘虜監視の業務に従事した。同地では、
到着当初は、宿舎や施設がまだできておらず、また野営している時に赤痢
が流行し、多数の俘虜が死亡した。

本人卞は、フロレス島の分遣所には約一年位俘虜とともに居り、俘虜はそ
の間島内のマウメレの飛行場の建設作業に従事した。

本人卞は、二〇人ないし三〇人のコリアンガードの班長として眞面目に勤
務した。

俘虜監視員となつてから二年間が経過した一九四四年六月の契約期間満了時においても上司から除隊等の話はなく、本人下らも上官にそのことを申し入れても、許される状況ではなく、かえつて「牢屋」に入れられるなどの懲罰をうけることが必至の状況であった。その後、一九四四年の内に、本人下らコリアンガードおよび俘虜は、マウメレからバタビア（現在のジャカルタ）に戻され、その後本人下は、日本の敗戦までバタビアの分遣所において俘虜の監視業務に従事した。

6 逮捕、拘禁、裁判

一九四五年八月一五日、日本の敗戦をジャワ島のバタビアで迎えた本人下らは、バタビアの朝鮮人民会に集められた。そこは韓国人のみが利用する施設で、各自がそこで自炊生活をしていた。同所において約三か月間余り

生活した後、タンジョンブリオク港に集合させられたので、国へ帰ることができるものと思い集合したところ、乗船の直前に本人下らは足止めされ、連合国軍により俘虜虐待の疑いということで逮捕された。しかし、本人下や前記●●●ら逮捕された者のうち多くの者は、なぜ逮捕されたのか理解できなかつた。俘虜からみればコリアンガードも日本軍の一翼を担い、日本軍人と一体となつて俘虜を苦しめていたと促えられたと思われる。

本人下らは、バタビア市内のグロドック刑務所に拘禁されたうえ起訴された。

本人下は、未決房（D棟）にいたときに脱走しようと試みて秘かに準備した。そして手製の鍵でD棟二〇号室の錠を外したうえD棟の門の止め金をヤスリで切ろうとしていたところを看守に見つけられて発覚し脱走は失敗

に終わった。

その後本人卞は、獄中で切腹自殺を図り、腹部に重傷を負つて病院に運ばれたが外科の名医である小林軍医の治療により奇跡的に一命をとりとめた。オランダ軍の軍法会議では、本人と前記●●●ほか合計一〇名が合同で裁判を受けたが、わずか一回の開廷しかないきわめて簡単な裁判の後、一九四七年五月一日、本人卞を含む三名が、銃殺刑の判決の宣告を受けた。

この裁判でフロレス島マウメレの飛行場建設のときの俘虜虐待のかどで起訴された者のうち、死刑を言い渡されたコリアンガードは、本人卞、●●●(●●●●) および●●●(●●●●) の三名であったが、いずれもコリアンガードの班長の地位にあつた者である。戦争犯罪を裁くオランダの軍法会議は、イギリス、オーストラリア等と比して有罪率が高くかつ厳

しい判決が多く、しかも、俘虜収容所そのものを戦争犯罪集団としてとらえ、責任者の的地位にある者をそれだけの理由で厳しく罰する傾向があつた。本人下らコリアンガードの班長の地位にあつた者らは、コリアンガードとしての隸属的な地位を顧みられることなく、赤痢の流行で死者を多く出した俘虜収容所において班長の地位にあつたという理由で組織の責任を問われて絞首刑の判決を受けることとなつたのである。本人下は、秩序違反の俘虜に教育的ビンタをしたことはあっても虐待をしたといわれるような殴打をしたことはない。日本の戦争の被害者であるコリアンガードが、まさに加害者である日本の戦争犯罪の責任を肩代わりさせられて死刑に処せられたのである。

7 判決後処刑までの状況

本人卞は、死刑判決後直ちに死刑囚の独房に収監され、グロドック刑務所からチピナン刑務所に移監され、死に直面する恐怖の日夜を送ることとなつた。他方、故国の家族に写真と手紙を送り、こらえきれない愛惜の情の一端を伝えるとともに、減刑の陳情書を送つてくれるよう依頼した。しかしそれらの努力も空しく、同年九月五日前記重傷が治つた後まもなくチピナン刑務所において遠い異郷の地で故郷に最愛の妻と五歳の幼児（原告卞●）を残して「戦争犯罪人」の汚名を着せられ日本の責任を肩代わりさせられて銃殺刑を執行され死亡した。享年二七才であつた。

本人卞は、祖国を植民地化した日本の俘虜監視員として狩り出され、貴重なる青年期を南方で過ごし、自らも食糧の欠乏等の苦難をなめさせられたうえ、俘虜の処遇に関し、本来日本軍ないし日本国の指導者らが負うべき

責任を肩代わりして負わされB C級戦犯とされ死刑の判決を受けて銃殺刑を執行され、妻子等を残して一命を失つたものである。

8 受刑後における本人卞の遺族の生活状況

本人卞の家族は、本人卞が戦犯として逮捕され裁判にかけられていることを知らされ悲嘆にくれていたが、原告卞●●の母洪●●や祖母●●は、本人卞と南方で一緒に勤務し生活をともにした忠清北道出身の●●（日本名テイイシ）が自宅を訪問した際に、本人卞がチピナン刑務所において銃殺刑の執行を受け死亡したことを知らされ、改めて深く嘆き悲しんだ。

幼くして父を刑死させられた原告卞●●は、幼児のときから困難な生活を強いられそのうえ周囲からは「日帝の協力者、戦犯の子」とか「チニルバ（日本協力者、親日派）」などと呼ばれ冷たい目で見られ迫害されるという

二重の苦痛を味わつてきた。

これらに対し責任を負うべき日本国政府は本人卞の被つた損害あるいは原告卞が被つた損害に対して今まで何らの謝罪も補償もしていない。

なお、原告卞●●は、一九七一年韓国政府に対し二回にわたつて「対日民間請求権申告」手続をし、卞●●の刑死に対する補償を請求したが、一九七五年四月二八日付で「一九四五年八月一五日以前に日本国及び日本国民に対して発生した請求権ではない」との理由で受理拒否の決定を受けている。

9 おわりに

本人卞●●は、以上のとおり、愛する妻と幼い息子やその他の肉親にも一日会うことも許されずに南方で処刑され、二七才の若さで命を絶たれた本

人卞の味わつた苦痛、精神的・財産的損害には、計り知れないものがある。

また、本人卞の妻洪●●および原告卞が「戦争犯罪人」「対日協力者」の家族として周囲から受けた苦難、迫害による損害も計り知れない。日本政府が速やかに謝罪と補償をしていたならば、いかばかりかこの損害が軽減されていたことであつただろうか。

原告卞は、当法廷で次のように悲痛な供述をしている。

尊敬する裁判長様、この法廷に立ちまして裁判長にお会いして、私の心は厳粛な気持ちでおります。夢多く、純白であつた若い父が、戦犯という汚名をきて極刑である死刑を受け、その靈魂を追い求めまして五四歳という年老いた息子が血を吐くような悲痛な心を、亡くなりました父の靈前にささげなければならないというこの事実をお考えの上で、賢明なる裁判長殿

は本裁判事件に對して賢明な審理をされることを固く信じております。また、被告の国を代表して出ていらつしやる代理人の方におかれましては、太平洋戦争が終わったとは言いましても、私、未だにその戦争のなかで悔しい思いと悲痛な陳述をしたということを貴国の総理大臣に必ずお伝えくださることを望んでおります。

そしてまた、高校教師であり、韓国において太平洋戦争犠牲者遺族会の役員をしている原告下は、原告本人尋問の終わりに切々と次のように訴えて いる。

今この場は、過去の歴史を堀り返す場でもあり、過ぎ去った過去を忘れないようにするために今日のような事件が起きたのだと思います。歴史を知らない人は、未来を正しく見つめることはできないといいます。韓日間の

このような歴史が、もつと緻密に、その理由としては、たとえば韓日会談のような場合に、そのような拙速的な会談処理、このような誤謬を犯すことなく、我々の世代は前途未来指向的に、百濟文化や日本文化、お互いに通じることの多い国なのですが、その過去の歴史を考えても、未来指向的に手をつけないで、世界化の運動場で二つの国の共同体として、人類の平和をもたらすことに不斷の努力をする任務があり、行動をしなければならないと、それが現時点だと思います。したがつて両国政府は、民間の手にのみ任せないで、速やかに未来指向的な方向に早く進んでいく、両国が手を結んでいくことをこの裁判の場で明らかにしておきたいと思います。また、日本に住んでいらっしゃる年老いた同進会の方々、どれほどかわいそうなことでしょうか。彼らたちにも温かい手を差しのべる、日本の国民の方々、

愛情を与えるべきだときだと考えます。言つべきことは多いんですが、時間の関係でここで終わらせていただきます。皆さん健康でいらっしゃるため、平和のために努力する国民になつていただきたいと思います。